

令和2年度 あさぎり町議会第13回会議会議録（第24号）						
招集年月日	令和3年3月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年3月9日 午前10時07分			議長	徳永正道
	散会	令和3年3月9日 午後5時12分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	12番 溝口峰男		13番 森岡勉			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第18号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第74号 あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
- 日程第 7 議案第75号 あさぎり町災害見舞金支給条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第76号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第77号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第79号 あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第94号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第18号）について
- 日程第14 議案第81号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第82号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第83号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第84号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第8号）について
- 日程第18 議案第85号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第20 議案第87号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第21 議案第88号 令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第22 議案第89号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第23 議案第90号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第24 議案第91号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第25 議案第92号 令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第26 議案第93号 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第74号 あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
- 日程第 7 議案第75号 あさぎり町災害見舞金支給条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第76号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第77号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第79号 あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第94号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第18号）について
- 日程第14 議案第81号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第82号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第83号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第84号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第8号）について
- 日程第18 議案第85号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第20 議案第87号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第21 議案第88号 令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第22 議案第89号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第23 議案第90号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第24 議案第91号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第25 議案第92号 令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第26 議案第93号 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

### 午前10時07分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和2年度あさぎり町議会第13回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、12番、溝口峰男議員。13番、森岡勉議員を指名いたします。

## 日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例会の会議運営については、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで小出議会運営委員長より報告を求めます。小出高明議会運営委員会委員長。

◎議会運営委員長（小出 高明君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。3月2日火曜日午前10時より議事堂第2研修室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、御手元に配付のとおり本日より3月19日の金曜までとすることといたしました。会議に付する事件については、今回は24議案及び26件の同意の提案が予定されておりますが、すべての議案を本会議において審議することといたします。なお、今回の定例会では町長より示されます令和3年度施政方針を受けての一般質問を行うため、会議日程の変更を行っております。具体的には一般質問を日程後半に行うこととし、まず本日は町長の施政方針説明の後、議案第74号から第85号と議案94号の条例の制定、改正及び令和2年度補正予算の提案理由の説明と審議、採決を行い、議案第86号から第93号までの令和3年度一般会計予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。10日と11日の2日間、議案第86号から第93号までの当初予算について詳細説明と質疑を行います。10日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、11日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分といたします。今回も各課より説明補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質問については、極力この2日に済ませていただくようお願いいたします。また、役場の人事異動内示により、新課長及び新課長補佐予定者も今後のために参加いたしますのでよろしくをお願いいたします。各課長始め説明員におかれましては、説明資料の活用などを含めて簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いいたします。なお、12日と15日については、委員会等の開催のため、また13日及び14日は休日のため休会といたします。引き続き16日から18日の3日間で一般質問を行い、18日については一般質問に続いて同意3号から同意28号までの26件の同意提案理由説明と審議、採決を行うことといたします。今回は11名の議員の登壇が予定されておりますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位の御奮闘を期待いたします。最終日の19日は、議案第86号から第93号までの令和3年度当初予算の総括質疑と採決、報告第21号から報告23号及び要望審査報告を行います。また、追加日程や議員発議案件の案件が予定される場合は、審議のほどよろしくをお願いいたします。昨年12月以降に受けた陳情等の取り扱いについては配付した一覧のとおりであります。今回も新型コロナウイルス感染対策のために、手指消毒やマスクの着用、休憩時間の窓の開閉について御協力をお願いいたします。その他議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をよろしくをお願いいたします。以上、議会運営委員会報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） したがって本定例日の日程は本日から3月19日までといたします。

## 日程第3 諸般の報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、私議長より報告をいたします。令和2年12月22日金曜日午後4時から、球磨地域振興局中会議室において、定例郡議長会が開催され、令和2年度町村議会議長研修会及び熊本県町村議会議長会定期総会の開催について令和2年度球磨郡町村議会議長研修会の開催について審議した結果、町村議会議長研修会と球磨郡町村議会議員研修会は中止と決定をされたところであります。2月29日金曜日午後1時30分より、ホテル熊本テルサにおいて、第71回の熊本県

議長会定期総会が開催され、全国町村議会議長会表彰伝達及び県町村議会議長会表彰が行われ、先ほど通達いたしました本町議会の溝口峰男議員が議員在職30年以上ということで表彰されたところであります。次に、令和3年度熊本県町村議会議長会の予算が提案され、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ3,120万1,000円を審議、採決の結果原案のとおり決定をいたしました。以上で議長の報告を終わりたいと思います。本日までに受理した令和2年12月定例日以降の要望書については御手元に配付いたしました一覧表のとおりです。農業委員会への女性登用に関する要望書は、総務建設経済委員会へ付託をいたします。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思います。なお、12月定例日以降の指摘事項の報告は御手元に配付のとおりです。次に、総務建設経済常任委員会の報告を求めます。山口和幸総務建設経済常任委員会委員長。

◎総務建設経済常任委員長（山口 和幸君） 皆さん、おはようございます。それでは総務建設経済常任委員会から報告をいたします。令和3年1月26日、所管事務調査といたしまして、一つ目に、役場組織再編について総務課から説明を受けております。以下、2番目の一般会計補正予算第16号から下記に掲載のとおりのことについて説明を受け審議を行っております。令和3年の2月9日におきましては、一つ目に一般会計補正予算第17号、そして岡原水道施設災害復旧に伴う諸課題についてをすすめ審議をいたしております。続きまして、令和3年の2月22日につきましては、1番目に行政区再編の取り組みについて、2番目に令和2年度一般会計補正予算第18号について、さらに下記事項について説明を受け審議を行っているところであります。この中で一つだけ申し添えておくべきことがあります。8番目の岡原地区水道施設災害復旧に伴う、災害復旧に関する住民説明会についてということで、2月25日に説明会を開いていただいておりますが、早い段階から岡原地区の一部の地区の皆さんからいろんな問題についての問い合わせがあつておりました。それには私にも直接そういう問い合わせ等がありました。それらは1月からあつたことであります。ここであえて言わせていただきますのは、このことが一部地区の皆さん方に、大変行政に対する不信といいますかそういうことを与えてしまったというような感じがいたします。やはり早目にそういう問題提起があつた時には対処するということがとても大事なことでなかろうかというふうに感じております。続きまして、要望書の取り扱いについてであります。令和2年7月豪雨に伴う農地等災害復旧支援について、さらに令和2年7月豪雨に伴う百太郎溝幹線水路土砂浚渫に対する支援についてということで、2土地改良区から要望書が出ておりましたが、このことにつきましては、執行部のほうで予算化をしていただきましたので委員会といたしましては審議未了ということで委員会での了解をいただいているところでございます。それから3番目の要望書、あさぎり町清水地区の排水拡張による防災対策につきましては委員会といたしまして採択をいたしております。最終日に発議をいたしますのでどうぞ皆さん方の御協力をお願い申し上げます。それから、4番目のあさぎり町飲食業有志の方からの要望書につきましては、まだコロナがこのような状況下にありますので、やはり継続をしながら審議を進めていくということで委員会としての結論を続けているところであります。以上、総務建設経済常任委員会からの報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。小見田和行厚生文教常任委員会委員長。

◎厚生文教常任委員長（小見田 和行君） 皆さん、おはようございます。厚生文教常任委員会の報告をさせていただきます。令和2年12月10日調査事件は、旧深田保健センター解体工事について、2番、須恵小学校複式学級の対応について、3、その他でございます。委員会としましては、1番の旧深田保健センター解体工事について、解体工事中にアスベストが新たに発見され、1,075万円の追加工事が発生しました。委員会としては、解体工事設計時にアスベストの存在確認を設計図書等を用いて精度を上げることはできな

いか等の意見が出ました。2番目の須恵小学校複式学級の対応につきましては、平成27年制定のあさぎり町町費負担教職員の採用に関する条例、令和2年3月31日執行の意義と、担当、保護者、住民に対する町教育委員会の説明、対応について議論が交わされました。保護者への丁寧な説明を求めることといたしました。3、その他の中で、心の健康調査アンケートにつきまして、被災者の心情に配慮した内容にして欲しかったの意見がありました。続きまして令和2年12月16日、学校給食費条例の条例等の改正について調査いたしました。ほかに関連の条例、規則についての制定、改正も含む学校給食費が公会計されることによって、公会計化されることによる教職員が徴収、管理業務から解消され、負担が軽減される効果が期待されております。委員会としましては、地産地消、地元業者を優先するよう条例改正に合わせて協議してほしい。給食運営審議会では、PTA、保護者の声を反映させるものであってほしい。委託会社がかかわっても、給食センターで働いている方々に不利益がこうむらないように注意を払っていただきたい等の意見が出ました。次に、令和3年1月20日、1番目、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に係る補正予算について。2番、一般会計補正予算第16号について、3番、ふれあい福祉センターの指定管理について、4番、あさぎり町町費負担教職員の採用に関する条例の制定につきましては、委員会の1番の新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に係る補正予算につきましては、ワクチン接種に関する効果、副反応等に多様な質問がなされました。3番目のふれあい福祉センターの指定管理につきましては、本町における福祉機能は社協が担う方針であり、従前よりふれあい福祉センター施設にて福祉活動を行っており、これまでの実績からも継続して事業を実施することが望ましいことから、特命による指定管理として問題ないと判断し、期間は1年間としたとの報告がありました。委員会からは、新しくスタートする施設の指定管理なので、社協にも新しい発想で臨んでほしいとの要望が出ました。4番目のあさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定につきまして、令和3年度1年間の時限立法であります。その間で保護者に対して複式学級に対する理解をしていただく期間として十分なのかとの質疑がありました。教育課からは、それに対して教育委員会としては、来年度以降の方針は白紙の状態であるが、学校規模等適正化審議会で審議するつもりであると答えられております。なお、この条例は、令和3年1月29日第11回会議で議決され、令和3年4月1日施行有効期限は令和4年3月31日限りとなっております。続きまして令和3年2月12日、1番目の議題としまして令和2年度一般会計補正予算第17号について、2番、令和3年度公民館、公民分館の共同建設について、3令和2年7月豪雨災害廃棄物処理費実績報告について。4あさぎり町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について、5あさぎり町家族介護用品支給事業実施要綱について、6あさぎり町災害見舞金支給条例の全部改正について、7、新型コロナウイルス感染症対策事業について、8ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結について、9あさぎり町第6期障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について、10ヘルシーランドデイサービススペース等の利活用について、11新型コロナウイルスで感染症対策ワクチン接種事業について、委員会としましては、1番目の令和2年度一般会計補正予算第17号について、感染症対策の中学校、小中学校、学校教育活動継続支援事業としまして、小中学校の大型気化式冷風機を購入することになっております。次に、寺池公民分館新築工事補助金の補正、増額補正について、7月豪雨後大工賃金が上がり、補助金も50万2,000円増額と、増額補正となっております。委員会としましては、豪雨後の値上がりは、値上げ率は調査しているか等の質問がありました。深田保健センター解体に伴うアスベスト処理2回目の補正予算については、当初予算の1.7倍になるが、契約としてあるべき姿ではないとの意見が出ております。担当課は、来年度以降は、国の基準としてすべての部材の事前調査が義務づけられているので、今回のようなことはかなり解決できるものと思っていると答えております。2番目の令和3年度公民分館の共同建設については、地区の将来の人口や、高齢化の動向を示し統合についても住民に説明してほしい。公民分館建設等公共施設等総合管理計画及び行革プランとの整合性

はとれているか等の質疑、要望がありました。10番目のヘルシーランドデイサービススペースの利活用につきましては、デイサービススペースは、健康教室の開催により、住民の健康づくり、体力づくり拠点への計画、保健センターは住民健診等も含む住民交流の場として活用していく予定との説明を受けております。最後になりましたが、令和3年2月24日、1番目にあさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、2番、あさぎり町指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の条例等の一部を改正する条例の制定について、3あさぎり町国民健康保険条例の一部改正について、418歳以下を対象としたインフルエンザ予防接種助成金について、5ヘルシーランド指定管理委託料について、6あさぎり町災害見舞金支給条例の全部改正についてでございます。委員会としましては、1番目のあさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う定期規定の文言を改定するもの及び保険料額の引き下げ等、委員会からは基準介護保険料額が7万8,000円から7万800円に下がるが、また上がることも予想される。策定委員会ではこの点の議論はあったのかという問いに、高齢福祉課からは、策定委員会でも同様の心配がなされたが、介護予防等が功を奏し保険料額が下がっているものと思う。今後も極端にならないように施策を進めていくと答えております。4番目の18歳以下を対象としたインフルエンザ予防接種助成金につきましては、インフルエンザが現時点では球磨人吉管内で未発生となっておりますので、18歳以下を対象とした予防接種助成金は、令和3年度は予算計上しないが、流行の予兆があった場合は助成の補正も考えていると報告されております。最後に5番目、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、令和元年において雇用している職員に健康診断を受診させなかった事実が判明したため、該当経費を町に返還させました。委員会からは、担当課として指導、指定管理者と協議を深め、適正な管理に努めてほしいと要望しております。以上、調査事項につきましては、全協で説明協議も行われておりますし、タブレットに搭載してありますのでよろしくお願いいたします。これで、厚生文教常任委員会の報告をいたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越てる子議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子さん） 皆さん、おはようございます。令和3年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月26日午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室にて開会されました。日程第1で会議録署名議員2名が指名されました。日程第2、会期の決定については、2月26日開会、2月27日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。日程第3、行政報告については、理事会代表理事から令和2年12月定例理事会から令和3年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計条例を廃止する条例の制定について。日程第5、議案第2号令和2年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。日程第6、議案第3号令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第7、議案第4号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、の議案を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第4議案第1号から日程第6議案第3号までの条例の廃止1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第1号から3号まで原案のとおり可決し1日目は散会となりました。以上、令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 次に公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。難波議員。

○公立多良木病院企業団議員（難波 文美さん） おはようございます。球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を申し上げます。令和3年度第1回定例会は、2月19日金曜日に会期1日として開会されました。大島企業長による施政方針を述べられた後、一般質問が2件、専決処分の承認が2件、また、議案9件のうち

令和2年度補正予算関係が3件、令和3年度の予算が5件、同意1件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。皆様御存じのとおり、昨年からのコロナウイルス感染症の流行を受けて、公立病院は、不急の手術や検査の制限を余儀なくされるなど、多難の幕開けの中豪雨災害の被災者を積極的に受け入れるなど、地域で唯一の自治体病院として大きな役割を果たしてこられましたので、定例会の内容につきましては皆様に少しでも理解を深めていただけるよう、数字を含めた御報告をさせていただきますので、少しお時間をとりますことを御了承ください。まず、専決処分承認は、新型コロナウイルス感染対策関係の補助金を支給に必要な医療機器等の購入費用と、槻木診療所の訪問診療で使用する自動車の購入に活用したものでした。議案第1号の医療行為の結果に対する慰謝料などを定めることについては、平成25年に発生しました医療過誤の訴訟で和解が成立したことにより損害賠償の額を定めました。次に、議案第2号から第4号の令和2年度補正予算に関しましては、公立病院3事業の収入、収益において、コロナウイルス感染の影響による入院と外来患者数の減少及び新型コロナ補助金と構成4カ町村の負担金変更などにより、総額2,237万6,000円の補正、減額補正でした。また、上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算は、職員数の減などにより総額497万2,000円の減額補正。病児病後児保育特別会計補正予算は、負担金額の決定及び利用者減などにより、総額167万2,000円の減額補正を行うものでした。次に、議案第5号から第9号までの令和3年度予算に関して報告いたします。病院事業、介護老人保健施設事業、総合健診センター事業の3事業は、いずれも令和2年度の実績数値を勘案し、1日平均入院患者数159人、外来患者数378人。シルバーエイトの入所者数87人。通所者数は41.6人、健診センターコスモの受診者、年間延べ数を2万5,129人とされ、収益総額は45億3,574万4,000円。費用総額は44億8,780万7,000円で、昨年まで続いた純損失予算から脱却し、4,793万7,000円の純利益を見込んだ当初予算編成となっております。なお、構成4カ町村の負担金総額3億7,941万8,000円のうち、6,755万2,000円をあさぎり町が負担します。上球磨地域包括支援センター特別会計予算は、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金4,200万円と、一般管理費などを計上し、予算総額は5,676万円です。病児病後児保育特別会計予算については、年間利用者数490人を見込んだ自己負担金を90万円。構成4カ町村の負担金を1,372万4,000円を計上し、予算総額は1,589万5,000円です。あさぎり町の負担金額は240万6,460円となります。また、古屋敷診療所特別会計予算は、年間延べ患者数見込み147人で、水上村からの負担金900万円などを計上し予算総額は1,278万3,000円です。槻木診療所特別会計予算については、年間延べ患者数見込みを360人として、多良木町からの負担金750万円などを計上し、予算総額は1,321万5,000円です。次に、同意第1号では、代表監査委員の任期満了に伴い、後任の監査委員の選任を行いました。一般質問では、多良木町選出の久保田議員から新型コロナ対応とワクチン接種について、定期監査報告書についてを問われ、あさぎり町選出の小見田議員からは、新型コロナが与える地域医療計画と地域医療構想への影響について、新改革プランの進捗状況と課題の把握についてを問われました。最後に、企業長が施政方針で述べられたことを要約してお伝えしておきます。令和2年度は、豪雨災害の被災者受け入れや新型コロナウイルス感染対策という困難に直面し、日常診療とのバランスを考えながら、政策医療の役割も果たすべく、医療現場の職員全員が一丸となって取り組んでこられました。これまで先人の努力と御苦労、そして構成町村の支援によって維持され、受け継がれてきた企業団が保有する包括ケアの機能は、県内のどの自治体病院にも引けを取らない充実したものであり、地域住民が住み慣れた場所でいつまでも安心して自分らしく暮らしていけるよう、このケアシステムを今後も大切に育て、次世代にしっかりとつないでいきたいとお考えでございます。また新年度は、ワクチン接種という大事業に当たりまして、各部署、各職員が職務に対して、より一層の精度と意識を高め、速やかに接種が完了できるよう、可能な限り人員を割いて町村に協力して取り組んでいく所存であるとのことで

した。以上で球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。令和2年12月15日10時より第2回、第5、もとい第5回臨時会が行われ、監査委員の動員選任がありました。令和3年2月25日1時30分より令和3年第1回上球磨消防組合議会定例会を開催しております。会議録署名議員は、2番森山議員、4番岩本議員を指名され、会期は1日です。議案第1号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正について。議案第2号、令和3年度上球磨消防組合一般会計予算について令和3年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,600万円とする。主な歳出は新型コロナウイルスの感染症対策費、水難救助車購入費、各種訓練、派遣費用など、両議案とも原案どおり可決されました。一般質問では、多良木選出の多良木町選出の3番猪原議員が、新消防組合長としての所感、所信と、消防本部庁舎の災害対策についての質問を行われました。懸案になっております庁舎の残りの訓練棟及び外構工事が、県の検査が今月の12日に行う予定になっております。以上、上球磨消防組合の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に熊本県後期高齢者医療広域連合会議員の報告を求めます。溝口議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合会議員（溝口 峰男君） 改めて、おはようございます。熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告を申し上げます。令和3年2月10日熊本県市町村自治会館におきまして開催され、議案第1号から議案第8号までの8議案及び一般質問が行われました。詳細につきましてはタブレットに掲載のとおりであります。令和3年度の熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,743万1,000円。前年比408万4,000円の減であります。後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,928億88万8,000円であり、前年度と比較し56億325万3,000円の増であります。増加の理由は、1人当たりの医療費の増加によるもの。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取り組み、市町村増加によるもの。マイナンバーカード取得促進に係る郵便料の増加によるものが主な要因となっております。熊本県の平均寿命は男性81.2歳、全国7位です。女性は87.49歳、全国6位であります。しかしながら、健康寿命の数値は下がってきております。被保険者の健康増進に資する事業を推進し、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。また、平成、もとい2022年度後半から年収200万円以上の人を75歳以上の医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられます。熊本県では1万2,000人が対象となります。熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画が作成されております。令和3年度から令和7年度までの5年間です。広域計画は、1広域計画の趣旨、2現状と課題、3第4次広域計画の目標と基本方針、4広域連合及び市町村の役割となっております。詳細につきましては、タブレットに入れてありますので御一読いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 皆さんおはようございます。本日より3月19日までどうぞよろしく願いいたします。では行政報告を行います。1ページ目、最上段からです。令和2年11月27日、旧須恵庁舎解体に伴う住民説明会を開催し、覚井区住民及び利用関係者17名の参加をいただき、庁舎の現状、解体方針の経緯及び機能移転等の説明を行っております。次の段です。令和2年12月1日から須恵地区、上地区、深田地区を対象に複合健診を実施しております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期しておりました複

合健診で、主に日赤健康管理センターが行います。がん検診を中心に3地区合計551名が受診されました。次の段です。令和2年12月2日、宮崎県児湯新富町にありますこゆ財団の視察研修を行っております。食と農のアグリバレーとして、ICTの農業技術の向上や関係人口の増加による新たな担い手の確保、企業版ふるさと納税など新たな資金確保を推進するため、視察研修会を実施しております。次の段です。令和2年12月10日、第3回あさぎり町公有財産利活用審議会を開催しました。主要な公共施設の方向性、第2回の審議会からの継続審議であった5施設、方向性を変更する3施設、計8施設の審議を行っていただいております。次の段です。令和2年12月10日中球磨ライスセンターにおきまして、JAくま共乾施設再編再編成整備起工式を開催されました。人吉球磨産米の品質向上を図るための既存の施設改修を行うもので、球磨地域振興局、JA、市町村等の関係者が出席されました。最下段になります。令和2年12月15日JAくまあさぎり支所に隣接します岩崎神社におきまして、JAの関係者多数出席のもと本年度生産された農作物の収穫感謝祭が開催されました。次の段です。最上段です。次のページ、最上段です。令和2年12月15日、令和3年2月10日の両日、第2、第3回障がい福祉計画及び障がい児童福祉計画策定委員会を開催し、障害者計画策定委員11名に対しまして第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児童福祉計画の素案の説明を行った後意見等を聴取し、計画の策定を行い承認を終えております。次の段です。令和2年12月16日清水公民館におきまして、公民館建設に伴う意見交換会を開催しました。当日は清水区から10名の参加をいただき、公民館建設及び統合に関する意見をいただきました。次の段です。令和2年12月21日、令和2年度第2回中山間地域等直接支払い制度推進協議会を開催し、全40組織から33名の出席をいただき、集落代表者に現地確認調査結果の報告、交付金返還の説明、1月実施予定の収支ヒアリングの日程、内容等の説明を行いました。次の段です。令和2年12月24日令和3年3月28日の両日第3・第4回高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会を開催しました。第3回は、策定委員10名高齢福祉課7名が参加し、また、第4回は、策定委員10名、高齢福祉課5名が参加、第8期介護保険事業計画について前回の協議において指摘された訂正箇所の確認、パブリックコメントについての報告及び介護保険料予定額について説明を行い、最終的な計画協議を行っております。次の段です。令和2年12月28日、例年同様、年末特別警戒出発式を実施しております。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、各詰所への巡回は行わず、各部におきまして各世帯へ火の取り扱い注意の啓発、巡回を3日間実施しております。次の段です。令和3年1月14日、27日の両日、複合健診結果説明会を開催しております。1月14日に免田・岡原・須恵会場における要請検査、要精検者22名、1月27日は上・深田会場における要請検者24名を対象に、免田保健センターにおいて結果説明会を実施しました。欠席者2名については訪問し結果説明を行っております。最下段になります。令和3年1月18日、農業経営診断にかかわる庁内有識者意見交換会を開催しました。農業経営診断事業の第1回として実施、農業者17名の診断結果をもとに個別の経営指標の数値等から分析された全体的な課題や改善点について、町内の農業関係団体代表者9名の意見を行って、意見交換を行っております。次のページ最下段です。令和3年1月19日たばこ耕作組合球磨事業所におきまして、球磨地方たばこ耕作振興連絡協議会議が開催され、令和2年度たばこ販売実績、令和3年度たばこ契約面積や生産現状など、生産農家の代表、耕作組合、球磨地域振興局、JA、市町村の関係機関での連絡会議が行われました。次の段です。令和3年1月20日、第2回あさぎり町医療連携会議を開催。町内及び公立多良木病院の医療関係者と新型コロナウイルス予防接種に関して情報を共有し、町の新型コロナワクチン接種のスケジュールについて説明、接種方法について協議を行いました。次の段です。令和3年1月30日狩所公民館におきまして、公民館建設に伴う意見交換会を開催しました。当日は狩所区から8名の参加をいただき、公民館建設及び統合に関する意見をいただきました。次の段です。令和3年2月8日新型コロナウイルス、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保についての、町内介護事務所等説明会を実施。高齢者

関係施設13事業所、居宅介護支援事業所、7事業所が参加、Web 会議を含みます。高齢者施設従事者及び高齢者のワクチン優先接種についての概要と今後のスケジュールについて情報提供を行いました。次の段です。令和3年2月8日から11日にかけて健康運動教室参加者体力測定会を実施。11月から継続している運動教室に関し、個別プログラムのデータ更新のための体力測定会で、測定結果による経過期間による効果の数値化や、身体能力に合った運動プログラムの見直し、より高い効果を目指すため、3カ月に1回実施しているものです。次の段です。令和3年2月17日農業経営診断にかかわる外部有識者意見交換会を実施。1月に開催しました農業関係団体との意見交換会が行われました。意見及び経営診断事業で終了しました17件の全体的な分析結果について、中小企業診断士と外部有識者、大学教授、金融機関、県等とのオンラインでの意見交換会を行いました。最下段になります。令和2年3月22日、令和2年度補助金等審議会を開催しました。令和3年度当初予算にかかわります23の各種団体の補助金等についての諮問し、慎重審議の上で全て適当であると答申をいただきました。次のページ最上段です。令和3年2月20日JAくま茶工場整備工事建設起工式が行われました。お茶消費の動向に合わせ、既存の施設に新たなラインを増設するもので、国会議員を始め県議員、球磨地域振興局、JA、市町村、施工業者等が出席され、起工式が行われました。次の段です。令和3年2月26日第3回あさぎり町医療連携会議を行いました。町内及び公立多良木多良木病院の医療関係者との連携を深め、よりよい事業を展開するため、今年度の保健事業の報告と次年度の事業及び新型コロナワクチン接種について協議を行いました。以下、入札関係の資料は別紙に添付しておりますので、後でご覧ください。以上、行政報告といたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 皆さんおはようございます。では、教育行政を報告いたします。主なものを報告させていただきます。よろしく願いいたします。まず1ページ上から2段目でございます。令和2年12月8日、通学路安全推進会議を生涯学習センターで開催しております。町内小中学校における通学路危険箇所点検、現地点検を、小中学校担当者、PTA代表、多良木警察署、球磨地域振興局土木部、役場総務課、役場建設課、地域学校安全指導員により10月に実施し、その結果の取りまとめ及び対策内容等の報告を行っております。その下でございます。令和2年12月11日月足さおり出前コンサートを免田小学校体育館で開催しております。月足さおり氏を講師に、免田小学校児童及び教職員に対して人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施しております。その下でございます。令和2年12月14日第3回文化財保護審議会を生涯学習センター大会議室で開催しております。火災により焼失した町指定文化財3点の指定解除を諮問し可決されました。また、丸池リュウキンカ公園の展望台の設置や、町文化財保護事業補助金について協議を行っております。最下段です。令和2年12月15日に月足さおり出前コンサートを深田小学校体育館で開催しております。月足さおり氏を講師に、深田小学校児童及び教職員に対して人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施しております。次のページをご覧ください。2段目でございます。令和2年12月21日第2回総合教育会議をあさぎり町役場で開催しております。議題としましては、学校規模適正化について、キャリア教育について、経済的に支援を要する家庭の児童生徒について、以上を、町長、教育委員による意見交換を行っております。一つあけて下から2段目でございます。令和2年12月22日高齢者叙勲伝達式を生涯学習センターで行っております。元免田小学校校長前田透氏学校教育の発展と社会福祉業務に多大なる功績をあげられたことから、令和2年10月1日付けで高齢者叙勲を叙勲 瑞宝双光章を受章されておられますので、伝達式を行っております。最下段です。令和2年12月28日、あさぎり町学校給食センター調理配送等業務委託を、あさぎり町学校給食センターで行っております。令和3年度から3年間の給食センターの調理配送等の業務委託における公募型プロポーザルの結果、優先交渉権者優先交渉権者を選定し、協議を重ね、次の業者と契約に至っております。契約の相手方は、鹿児島市中央町18番の1、南国フーズ

サービス株式会社でございます。3ページをおあげください。最上段です。令和3年1月4日に令和3年あさぎり町成人式を須恵文化ホールで開催しております。平成20、12年4月2日から平成13年4月1日生まれの152名を対象に式典を開催しております。当日は新成人者の司会進行により記念品贈呈、交通安全宣言、代表者による新成人の意見発表等を行い、最後に謝辞が述べられました。当日は新成人100人が出席しております。一つあげまして下から3段目です。令和3年2月23日に第38回熊日郡市対抗女子駅伝大会が、熊本市の県民総合運動公園で開催されております。球磨郡代表として選手、監督、コーチ計3名が選出され、結果は、球磨郡市は、球磨郡は14位でございます。その下でございます。同じく令和3年2月23日に第47回郡市対抗熊日駅伝大会が熊本市の県民総合運動公園で開催されております。球磨郡代表として選手4名が選出され、結果は球磨郡は5位でございます。以上、主なものを報告させていただきました。あとは教育報告等をご覧いただければと思います。終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第5 施政方針説明

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、施政方針説明を行います。町長から令和3年度の施政方針を述べたいとの申し出がありますので、これを許可します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 令和3年度施政方針を御説明いたします。始めに資料のですね語句とそれからエスディージェズの説明につきましては、既に読んでいただいておりますので、その部分は省いて御説明をいたします。国の第三次補正予算の目的は、国民の命と暮らしを守る、安心と希望のための総合経済対策の実施であり、（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止策。（2）ポストコロナに向けた経済構造の転換、（3）防災減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保の3点を柱に据えてあります。さらに、1月18日の菅総理大臣の施政方針演説の中で、東京1極集中を是正し、地方の所得を引き上げ、その所得を活性化しなければ日本全体が元気にならない。地方で家族を育み、老いても安心して暮らせるよう地方の方々の所得を引き上げる施策を追求するとして、農業を成長産業に、観光立国、規制改革を通じた東京1極集中の是正、子育て支援と社会保障改革を施政方針に盛り込まれました。地方にチャンスがやってきたと強く感じております。令和3年度は（1）コロナ感染症により売り上げが減少した事業者、農業者、畜産農業者の経営持続化の支援、（2）7月豪雨で被害に遭われた町民の皆さんの生活、生業の復興支援、（3）新型コロナウイルス感染症の拡大防止、多様な人材の活躍と町民の所得の向上、（5）災害に強い安全安心なまちの創出という五本柱を軸に施政方針を立てました。総務省の過疎問題懇談会の報告書では、過疎地域の持続的な発展を実現するために、テーマごとに過疎地域を取り巻く環境の変化と今後の過疎地域のあり方、方向性が述べられております。その内容は、私があさぎり町長としてこの2年間取り組みの中で考えていました。あさぎり町の暮らしと産業の現状、あさぎり町のこれからの取り組みと方向性が全項目においてピタリと重なっております。令和3年度の施政方針では、この報告書の表現を引用しながらわかりやすく御説明いたします。人類の歴史は困難の繰り返しの歴史です。日本においても、困難の中で大きく社会体制や経済構造の転換があり、新しい時代が誕生し、平和で豊かな生活が実現していきました。しかし、時代の経過とともに地域間格差と所得格差が生まれ、社会に対応できない人々が苦しみ、子育て支援もさまざまな課題を抱えるなど深刻な地域問題となり、豊かさへの価値感も大きく変わろうとしています。バブル期を体験して

いない若者が増え、若者の価値感や生活スタイルも変化しています。働き方改革が唱えられ、経済的な豊かさよりも、心の豊かさが求められる社会に変貌しようとしています。このような時代の変化が進む中で、新型コロナウイルス感染症が拡大し、私たちの働き方、働き方や生活スタイル、経済構造の転換に拍車がかかっております。あさぎり町民は、時代が転換期にあることを強く感じておられます。あさぎり町が変わってほしい。今のままでは未来に不安がある。子ども達に夢を託せない。これが町民の率直な声だと私は理解しております。地域は、コロナ禍と災害復旧というダブルの困難な状況にあります。あさぎり町は合併後18年が経過し、この間にあさぎり町振興のための財政調整基金も造成していただいております。しかし、合併特例債が活用できる期間も残り3年となりました。これから旧庁舎などの除却を進め、行政機能や経済活動、社会活動を機能不全に陥らせないための庁舎の強靱化を図ります。公共施設等総合管理計画の個別施設計画を実施するには、地域産業、地域住民の暮らし等への影響を十分に考慮し、地域住民との合意形成のもとに整備を進めていくことが重要です。私は行政を導くために必要な先見力を企業経営で見つけてきました。先見力とは、将来の社会・経済動向を見通す能力であり、将来起こりうる危機を予知し、回避することができる能力だと思います。危機を回避し、成功に導くのが政治家の仕事だと考えております。国はこれから地方創生に積極的な自治体を大いに支援していくことは明白です。逆に消極的であれば、地方交付税措置も見直される危険性もあります。あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である若者が活躍する町、豊かな町、幸せを感じる町を実現するために、身命を賭して頑張っています。次に新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息する時期の見通しはいまだ不明ですが、町民の命と健康を守り、安心した暮らしを取り戻すために、世界で猛威をふるい我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症が一日でも早く終息することを願っております。4月から始まります高齢者のワクチン接種につきましては、医療関係者の協力をいただき、庁内で保健師を中心に万全の体制づくりを進めております。熊本県が独自に発令しました緊急事態宣言により営業時短を要請された飲食業を始め、関連業者の売り上げ減少が進んでいます。また、飲食業や関連する業種に勤務される従業員やアルバイトの方々の収入も減少しております。県からの時短営業協力金の請求や雇用調整助成金の申請手続きのお手伝いを今後も継続していきます。さらに、3次補正予算の地方創生臨時交付金を活用し、商工業者と農業者、畜産業者に経営を継続していただく目的で新たな支援策を講じてまいります。コロナ感染症の影響で、売り上げが減少した事業者、農家、畜産農家を対象に、新分野へ進出し、もしくは業種転換等を行う事業者、新たな作物の作付を行う農家、家畜の頭数を増やすための設備投資を行う畜産農家への支援策を講じ、地域経済の回復とさらなる発展を計り、持続可能な地域社会の実現に向けて、官民一体となって取り組んでまいります。エスディージーズの持続可能な開発目標は以下のとおりです。災害の復旧復興の検証と地域防災計画について、発災後の復旧復興や生活再建への状況を取りまとめた報告書を作成します。次の出水期までに、今年の7月豪雨で浸水被害が大きかった地区に対して、国土交通省及び熊本県と連携して取り組んでおります防災減災の対策の説明会を開催します。また、危機管理監を中心に、令和2年度は、7月豪雨災害の振り返りを行い、地域防災計画を作成し、熊本県が行う豪雨対応訓練に参加しました。令和3年度は図上訓練を行い、校区ごとに設置します町指定の避難所に、自主防災組織により自主運営体制の確立を進め、5月下旬にはあさぎり町防災会議を開催します。エスディージーズは以下のとおりです。流域治水。今年の7月豪雨で災害被害が発生した箇所次の出水期までに実施する対策です。河川の土砂浚渫、河道掘削について。球磨川は免田川の河口の上流下流域、川瀬橋から中瀬橋までの区間の樹木伐採と土砂の浚渫、河道掘削を国に実施していただいております。清願寺ダムの土砂と流木は県が浚渫と搬出を実施していただいております。町内の中小河川の土砂は、熊本県と町において、5年計画で浚渫してまいります。内水被害について。須恵の寺池区伊賀川の内水被害の対応は引き続き国土交通省の排水ポンプの配置を要望内水被害のあった柳橋川の堤防

嵩上げを要望します。伊賀川については川瀬地区の住宅被害を防ぐための治水対策を県にお願いし、現在検討をさせていただいております。深田の植の里区の内水氾濫は、国土交通省河川国道事務所、八代河川国道事務所に現場を確認いただき、熊本県と対応策を検討しております。幸野溝の越水について。1月26日の第3回球磨川流域治水協議会において、土砂が幸野溝に堆積しないよう、山際の耕作放棄を活用して、遊水池と沈砂池の設置をする要望を行いました。県農林水産部は山際に遊水池設置して、「山林からの土砂を受けとめる施設として活用し、施設の数や場所は各地域との協議をもとに検討する」というふうに表示し、これは1月28日の日本農業新聞にも掲載されております。百太郎溝と新幸野溝の越水について。新幸野溝の用排水路の拡幅と強靱化、百太郎溝の制水門と排水門の整備に関する要望は国と県に行っておりますので、国土交通省及び県農林水産部には現状を御理解いただいております。現在、県の調査が行われております。田んぼダムは岡原地区のヌメリ川と掘川の間農地、西別府集落と水無川の間農地が計画されております。熊本県より詳細な実施計画の説明があれば地元説明会を開催し、実証計画に入ります。森林の保全。森林の持つ保水能力を高め、土砂災害を防ぐためには、森林の整備・保全が必要です。森林の整備を効率的に進めるためには森林環境譲与税を活用し、森林の整備、保全とあわせて、森林林業・木材産業の経済的再生を一体として考え、森林の整備を行っていきます。これからの脱炭素社会を実現するためにも、企業の二酸化炭素排出量を、森林の二酸化炭素吸収量で賄うカーボンオフセットがクローズアップされております。森林の価値が見直されてくることを期待しております。エスディージーズは以下のとおりです。次に、過疎地域であるあさぎり町の課題について。これまでの過疎対策により、農業を始め産業の振興、道路や下水道・光環境などの整備、福祉と教育の充実などに相当の成果を上げてきましたが、人口減少と少子高齢化を止めるには至っておりません。むしろ、過疎地域の人口減少、少子高齢化はこれからさらに急激に進むことが見込まれております。このような人口構造の変化を背景として、産業等の担い手不足の深刻化、後継者不足、農地や森林の多機能、多面的機能の低下、災害リスクの上昇、景観等の住民の生活への悪影響、公共交通や地域医療など、生活サービスの供給力の低下、集落の持続可能性の低下が課題となっています。エスディージーズは以下のとおりです。2番目、有限会社ふるさと振興社と一般社団法人農業支援センターを統合し、『一般財団法人あさぎり地域づくり推進機構』通称名地域商社あさぎり財団の設立の準備を開始します。あさぎり財団設立の目的と意義につきましては、下記の(ア)から(イ)でご説明いたします。(ア)これからは地域資源を生かした内発的な発展が必要です。これまでは企業誘致など「外来型開発」に目を向けがちでしたが、地域の持続的な発展を持続するためには、地域の外との交流や関係によって得られる知識やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的発展」を目指していくことが重要です。エスディージーズは次のとおりです。(イ)あさぎり町を元気にする人材の育成と確保。こうした取り組みを通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素は人材です。地域おこしや、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成、確保に取り組んでいくことが重要です。一方、過疎地域においては人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的発展を目指すことに限界もあります。地域おこし協力隊や関係人口の取り組みなどによって、地域外の人材等の交流・連携、交わりの深化・対流により、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付加価値を高めていくことが重要であると思います。エスディージーズは以下のとおりです。(ウ)人の流れと人の、人の流れと人と地域のつながりの創出。過疎地域等の農山漁村が、都市部の若者にとって新しいライフスタイルを通じて自己実現をできる場として、また新しいビジネスモデルが生まれる場として考えられるようになり、「田園回帰」の潮流が高まっています。この潮流をしっかりと捉え、移住・定住の支援や地域おこし協力隊制度、特定地域づくり事業協同組合制度の活用、地域内外の大学と地域との連携・交流など、新しい人の流れを創出するための取り組みを推進していくことが重要です。

関係人口は、その地域の担い手の確保につながるとともに、関係人口と地域住民との交流によってイノベーションや新たな価値の創出にもつながるものです。関係人口の取り組みをさらに深化させ、関係人口と継続的に深くつながることが重要です。また、人と地域の強固なつながりを創出するためには、地域づくりに取り組む地域住民、地域で仕事をつくる移住者、何かは関われないかと動く関係人口、エスディージーズに取り組む企業、地域を支援するNPO、専門的知識・技術を持った大学等の多様な人材に「ごちゃまぜ」になって交流し、仲間になる場をつくることが重要です。人と人との交流、人と地域との交流のために、コワーキングスペースを整備する予定です。予定地はあさぎり町商工会上支所の建物を検討しております。エスディージーズは以下のとおりです。（エ）働く場の創出。過疎地域においては、企業誘致や箱物建設による観光開発事業だけではなく、小ロットで高付加価値を生む地域産品の開発など、地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスを推薦していくことが重要です。具体的には、地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発、新たな販路の開拓、6次産業化や農泊などの経営を複合的に推進するとともに、作業の効率化や省力化による生産性向上のためのデジタル化の取り組みを推進することも重要です。近年、過疎地域においては、移住者などによる「起業化」、「継業化」、「地域の事業を継承するもの」、「移業化（サテライトオフィスなど地域外からの仕事を持ち込む）」、「多業化（農林業と観光業など、複数の仕事を組み合わせて生計を立てるもの）」といった新たなコンセプトの仕事づくりも見られるようになってきました。また、地域商社あさぎり財団や観光地域づくり法人（DMO）といった地域の事業者との連携協力の下に、地域産業の振興を行う組織は、地域に活力をもたらす新たな主体として期待されているところです。過疎地域においては、若者に魅力ある職場を確保する視点は重要です。労働集約・高付加価値型の産業として、例えばソサエティ5.0育成が重要です。働く場の創出については、過疎地域の持続的な発展に向け、雇用の場を増やすという視点だけではなく、仕事と地域の資源・人材を結びつけて、新たな価値を創出するという視点が重要です。エスディージーズは以下のとおりです。デジタル化。ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させていきます。IoT、ICTやAIなどの革新的な技術の活用は、過疎地域の条件不利性を改善し、担い手不足や担い手不足が深刻化する中、少ない人口で地域経済・社会を持続的に発展させていくための手法として有効です。具体的には、スマート農業の導入による農作業の省力化・生産性向上、ドローンを活用した物流、サテライトオフィス、テレワークの推進、遠隔診療による医療へのアクセス、専門家による遠隔授業など取り組みを推進していくことが重要です。革新的技術の活用については、情報通信基盤の整備が前提となることから、5G基地局や光ファイバー等の通信、情報通信基盤の整備状況が都市と過疎地域の格差を生み出すことにならないよう十分に配慮するとともに、革新的な技術の活用を実現していく人材を確保していくことが重要です。人材につきましては、内閣官房まち・ひと・しごと創生総合本部事務局・内閣府地方創生推進室の民間専門人材の派遣事業を申請し、NTT西日本からの専門人材の派遣をお願いしております。また、革新的技術の活用にあたっては、過疎地域の地域産業、地域住民の暮らし等の影響を十分に考慮し、地域住民との合意形成のもとに整備を進めていくことが重要だと考えております。エスディージーズは以下のとおりです。（カ）農林水産省の令和3年度の取り組み。地域食農連携プロジェクト「地域食農連携プロジェクト」では、農家や食品加工業者、流通業者、観光業者、大学などが多様な関係者が連携し、「稼ぐ仕組み」をつくることに力を入れます。あさぎり町では、この地域食農連携プロジェクト事業を「アグリバレー構想」として、農家や食品加工場、流通業者、観光業者、大学などに加え、南稜高校、JAくま、行政が加わり、多様な関係者が連携し「稼ぐ仕組み」をつくることに力を入れてまいります。地域住民や企業、外部の専門人材と連携しながら、プロジェクトを推進できる人材を支援する国の「地域プロジェクトマネージャー」が創設されています。あさぎり町では、この「地域プロジェクトマネージャー」の制度を利用し、上記の「アグリバレー構想」それからあさぎり財団の設立に向けて推進していきたいと考えております。

エスディージェーズのは以下のとおりです。(キ) 企業版ふるさと納税の活用。企業版ふるさと納税とは、自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度です。都市部の企業や住民は、過疎地域の役割とその価値を広く認識しており、持続可能な社会・経済システムを構築していく自治体に対する支援や対策の必要性を認識しておられます。地域商社あさぎり財団を設立し、あさぎり財団の設立目的と活動内容をSNSやさまざまな手法で都市部の企業に紹介し、企業版ふるさと納税をお願いしていきます。さらに納税を機会に、あさぎり町と企業の交流を深め、人と人との交流、あさぎり町の素晴らしい景観や農産物を紹介し、企業の企画力や販売力をあさぎり町の力にプラスするなど、様々に企業版ふるさと納税制度を活用してまいります。集まった寄附金をあさぎり財団の活動資金にするという計画も考えております。エスディージェーズについては以下のとおりです。産業活性化プランについて。令和2年度は29戸の農家を企業診断し、町への提言をいただきました。いただいた提言に対する農業団体の代表者に意見を聞き、有識者のアドバイスを受けて最終報告書として取りまとめ、令和3年度以降の取り組み、農業の取り組みに活用してまいります。令和3年度は引き続き30戸の農家を診断し、2年度の経営診断を受けた農家で、引き続き経営指導を希望される農家には伴走型で指導を行います。女性農家から希望がありました女性向けのパソコンの操作勉強会や、あわせて農業簿記の勉強会も開催する予定です。経営診断で、経営に対する素朴な疑問は農家から出てまいりましたので、大学の専門家などのアドバイスを受けることのできる農業経営に関するセミナーを開催します。また、農業者・女性農業者・後継者が経営感覚を身につけ、意欲的に農業に取り組む農業従事者を育成してまいります。スマート農業のセミナーについても開催してまいります。エスディージェーズについては以下のとおりです。4 財政課を設置し、企画財政課・総務課と合わせて2課を3課とします。今回の総務課と企画財政課を総務課・企画政策課・財政課に行政組織体制の整備を行う理由は、第2次あさぎり町総合戦略にうたっております急速に変化をとげている社会環境に対応した効率的な行政組織体制の整備に当たります。(1)、イ) 財政課。公共施設等総合管理計画・個別施設計画を確実に実行し、起債と返済計画を含むあさぎり町の財政を可視化し、民間企業は財政諸表の貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書で過去の成績を現し、次年度以降の事業計画にデータとして活用します。これからの現預金の収支を管理するために「資金繰り表」を作成し、経営の安定、経営の安定に活用します。この企業版資金繰り表に当たる行政版資金繰り表を作成し、わかりやすい財政運営を目指してまいります。エスディージェーズについては以下のとおりです。ロ) 企画政策課。これまでのふるさと納税に合わせて、令和3年度から企業版ふるさと納税も担当します。あさぎり光に関しましては、ローカル5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を検討します。設備の整備については、地域住民の暮らし仕事への影響を十分に考慮し、町民との合意形成を図りながら計画を進めてまいります。福祉3課を除く各課の事業のスクラップアンドビルドをトータルシステム診断業務と事業スクラップ支援事業を行います。新型コロナウイルス感染症対策室は業務を引き続き継続し、総合戦略室は各課横断的な事業をスムーズに運営するために、事業の連絡役と事業推進のサポート役を務めるとともに、町長へ事業の経過を報告し、町長と担当各課との協議の場を設ける事務局を務めます。また、地域商社あさぎり財団の設立業務をサポートする行政側の窓口となります。エスディージェーズは以下のとおりです。5番、各課事業のスクラップアンドビルドに取り組みます。トータル診断業務と事業スクラップ支援事業、あさぎり町では事務事業評価と人事評価を行っております。さらにトータルシステム診断業務と事業スクラップ支援事業で、各課事業のスクラップアンドビルドを推進してまいります。SWCのスクラップアンドビルド。福祉関係のスクラップアンドビルド事業は、福祉の知見が必要ですので、新潟県見附市での事業の実績とデータを保有する筑波大学久野教授のベンチャー企業である「つくばウェルネスサービス」と契約し、福祉3課のスクラップアンドビルドを実施します。SWCのスクラップアンドビルドでは、SWCAIの導入により、医療介護データや町民アンケートをもとにして、あさ

ざり町民の生活ぶりや食生活の傾向を解析し、高血圧患者や透析患者を増やさない活動を行います。この事業により、医療費・介護給付金の抑制につなげていきます。エスディーゼーズは以下のとおりです。区の統合計画の推進と合同で使用する公民分館の建設の協議を進めます。新たな過疎対策においては、集落（区）の高齢化、自然現象による人口減少を踏まえ、いかに集落を維持し活性化していくかがこれまで以上に重要な課題となつてまいります。集落の維持活性化のためには、住民の共助による地域づくり、御近所支え合いネットワーク活動が重要ですが、これからは集落の広域連携による集落機能の確保と活動が重要になります。また、町の財政面からも区の統合により合同使用の公民分館建設の意義を説明し、区民の暮らしや公民館活動の影響を十分に考慮し、区民との合意形成を図りながら計画を進めてまいります。エスディーゼーズは以下のとおりです。町民の健康事業を伸ばすための取り組み。健康運動教室（スポーツ健康療法）スポーツ庁の事業です。医療機関と連携し、スポーツ指導者の指揮のもとに、疾患を含め、住民が個人に応じた運動を実施することで、健康寿命を延伸する「健康運動教室（スポーツ健康療法）を2年度に引き続き実施します。教室卒業後もそれぞれの運動が習慣化できるように、ヘルシーランド内にあるデイサービスの空き室を運動拠点として開設し、体力づくりのためのデータ連携型エアロバイクを設置して、安全に健康運動が進められる環境を整備していきます。エスディーゼーズについては以下のとおりです。すいません。少々お待ちください。はい、すいません。失礼しました。続いて8番です。過疎地域の特性を生かした学校教育の展開。過疎地域の学校では少子化が進んでいますが、あさぎり町でも複式学級が現実となり、同時に学校の統廃合の必要性が話題となることが多くなってきました。あさぎり町でも、令和3年度に「学校規模等適正化審議会」を設置します。学校教育は、地域の人材育成に果たす役割、学校の存在が地域の歴史、文化の形成や地域社会の持続可能性の向上に果たす役割を積極的に評価し、学校と地域との関係を深めるなど、その存在価値を高めることが重要になっていきます。その意味からも、学校規模等適正化審議会の審議は重要です。エスディーゼーズについては以下のとおりです。子育て環境の整備。子育て世代包括支援センター、母子健康包括支援センターの設置。令和2年度に設置予定でしたが、コロナ感染症の影響もあり、令和3年度に設置予定です。これまでも妊娠期から子育て期にわたる総合的、総合的相談や支援を実施してきましたが、設置後は妊産婦が相談しやすく、妊産婦・乳幼児が切れ目なく支援を必要な支援を受けられるようにしていくのが設置の目的です。子ども家庭総合支援拠点の設置。子育て世代包括支援センターと児童相談所の中間に位置し、支援センターと一体的に機能し、子ども家庭支援全般にわたる支援、要支援児童及び要保護児童の支援、関係機関との調整などを実施し、子育て支援の充実を図り、子育て世代が安心して産み育てることができる環境づくりを実施します。あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、基本目標1に人口減少を和らげる（若者が活躍する町）①結婚出産子育ての希望をかなえようたつてあります。エスディーゼーズについては以下のとおりです。職員の働き方改革。働き方改革が進んでいます。女性の産休・育休は誰でも取得できる休暇制度となってきましたが、男性の取得率はまだ低水準です。男性の場合、産休育休での取得率が低いのは、仲間に負担をかける、仕事に復帰した時に取り残された感が不安であるなどが原因だと思えます。コロナ禍でリモートワークが始まりました。あさぎり町でも、これから家庭でのテレワークの労働日を増やしていきます。家庭でお仕事をしながら育児や介護ができます。自宅にいながらWeb会議にも参加できます。資料作成やデータ整理など集中して仕事をしたい時もテレワークは便利です。私も自宅にいてテレワーク及びWeb会議を体験しました。行政のデジタル化で働き方が変わり、残業時間を減らし、ゆとりある生活が現実のものとなってきたと考えております。エスディーゼーズは以下のとおりです。最後です。10年後のあさぎり町のイメージ図について。私の頭の中では10年後のあさぎり町の姿がはっきりとイメージできています。私の10年後のイメージでは、『様々な人たちが様々なポジションで様々な活躍をして、活気のある町』になっています。これからの10年間で私たちの働き方の暮らしは大きく転換します。スマ

ホ（IoTを活用）をもって、片手に仕事に精を出す若者がいて、その横には家族がいて、みんな笑顔で、幾つもの家族が寄り添い、楽しそうに話っています。やはりスマホ（ICTを活用）し、片手の健幸な高齢者がスポーツでふれあい、健康ですいません、失礼しました。田畑で農作物を育て、その農作物を材料に、みんなで料理をして食べています。山では仕事をする人もいれば、トレイルランニングや、マウンテンバイクを楽しむ人もいます。川で魚を釣ったり川遊びをしたりサイクリングや歩いて健康づくり、様々なスポーツが盛んに行われています。5Gなどのネット環境が整備され、コワーキングスペースには、あさぎり町のうわさを聞いた観光関係人口が増え、空き家にはサテライトオフィスや定住者が移り住み、スマート農業も盛んに行われ、デジタル化であさぎり町にも多様な人材が増え、働き方も変わり、1人の時間が増え生活様式も変わります。私が望む1番望むあさぎり町の姿は、親の愛情をいっぱいを受けてすくすくと育った子ども達の笑い声が町に触れることです。結婚出産子育ての意味がかなう町、格差のない町、生活困窮者のいない町、不安な心を持って不安な生活を送る人が1人もいない町、みんなのために汗をかくことがみんなのために汗をかく人が集まり支え合える町、これが私の目指している10年後のあさぎり町です。以上で終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は、13時30分からです。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第6 議案第74号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第74号、あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第74号あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。土地改良法第90条第6項の規定による国営川辺川総合土地改良事業にかかわる負担金等を徴収するため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第74号についての説明を申し上げます。国営川辺川総合土地改良事業の令和3年度未完了予定に伴い、制定をお願いするものです。まず、第1条に土地改良法に基づく負担金徴収の趣旨、それから第2条に負担金の徴収、それから第3条に負担金の額、それから第4条に徴収方法と7条までを定めております。なお、附則でその施行日を公布の日からというふうにさせていただいております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 1点だけお伺いいたします。この利水計画の採択が1983年ということで、今回の条例制定に至るまで38年という長い月日が経っております。2008年には利水事業の休止となりました。国営事業でありましたために、いつもなら受益者当事者に寄り添う町独自の対応がとれていたことが、この事業に対しては取れないといった執行部の皆さんとしてもほんともどかしい立場での事業だったと思います。今回負担金の徴収の条例、施行規則が議会の採択により制定されますが、この区画

整備、農地造成について農家負担額が概算で今出されておりますが、今後負担金の減免についても継続的に検討はしていただけますでしょうか、お伺いです。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 今農家負担額に対する減免というようにお話でしたが、条例施行規則のですね、の中に、負担金の減免それから負担金の徴収猶予というものがございます。これにつきましては、町のですね条例の中に、税条例ですね、この中の規定を準用するというように書いてあります。ですのでこちら辺をですね確認をしながら、また税務課ともですね連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） ここに川辺川から安定した水が来ます。ここでも稲作ができるようになります。ここで農業経営を広げませんかと言われ、皆さん夢を膨らませて参加された事業でありました。国からの同意書につきまして同意7割という結果が出ておりますが、賛成ではなく同意の内容としては、今さら水は要らないという意思も含まれているといったものがありました。現在川辺川土地改良組合は協議会となり、この本会議での報告もない状況が続いております。南部利水北部利水とありますが、国営事業であるがために、また近隣6カ町村との連携がすすめる中での事業であるので、非常に悩ましい今後の対応になると思いますが、ぜひ夢を持って事業に参加された住民の方の思いをしっかりと受けとめながら今後の進め方を御検討いただきたいと思い質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。先ほどからこの事業が開始されてから38年というお話がございました。38年ということで世代も入れ替わったりですね、もうお亡くなりになられた方もいらっしゃるというふうに考えております。そういったところで現在のですね作付の状況等も踏まえたところで考えますと、確かに一言では語れないような状況でもございますので、そこをですねもう1回、もう1回と言わず現状を踏まえた上でですね確認をしながら、それから地元の方々の意見等もですね伺いながら今後は対応してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私もこのあさぎり町で生まれ育ってですね球磨川の南側のほうには幸野溝それから百太郎溝、新幸野溝等があって、本当に農業地として繁栄をしております。ただ一方でやっぱり北側のほうは、水が、利水が非常に厳しいために川辺川からというような当初の計画が、長い間の時間を経ているとろいろその間あったようなんですけども、結局は川辺川の水は使わない。地下水を汲み上げてという今の状況になったわけですね。ですのでやはり今須恵深田地区を見ましても、この川辺川土地改良区のところを見ましても、本当にあの地下水を汲み上げて、今大きいタンクが据わって、それで農業が行われるように準備ができてきてます。しかし、これからやはりここで農業やっていくためにはなかなか厳しいものがあるんじゃないかなというのが私の持ってる感想ですが、先ほど担当課長が申しあげましたように、やはり利用される方々、本当に一生懸命取り組んでおられますので、一緒になってですね町としても協力できるところは一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口委員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 条例の第3条について伺います。この条例の中では、町が負担する負担金の総額からそれを控除して受益者の負担に求めるということを書いてあります。そうであるならば、この町が負担すべき町にかかわるですね金額等もやはり示すべきではないのかな。この条例を制定する以上はですね、でない金額もわからない、受益者の負担金もわからないという条例が果たしていいのかどうか。私は

思います。といいますのは、28年の10月27日木曜日の新聞、人吉新聞、これ私が持ってましたが、これには川辺のこの事業についての説明と償還が12年と農地が12年、区画が15年償還、そして年の償還額が農地造成は本来は1万6,000円だったものが今回の計画変更で6,000円から7,000円になります。そして区画整理は1万4,000円が5,000円になります。いう説明をして同意書をとってあるわけですね。そうであるならば、この金額が今回の条例に私はしっかりと謳うべきじゃないのかなと思うんですよ。今回の今の提案の中では全くそういうものも説明もなかったわけで、今言われるようにですね本来は国営だから町が私は支払うというのはおかしいって思ってるんで基本的には、ある程度の部分はせにやいかんでしょけれども、今言われるような今度は減免とかそういうものが出てきた場合、町の負担が増えてくるんじゃないのかなと思うんですよ。この条例を見るとそういうふうに解釈するんですよ。そうでしょ。町が負担する分を今度は受益者に求めるてしてあるから、負担がしきらないから減免してくれとかあるいは金額をもっと下げてくれと言われた場合は、今度は町がその部分の負担が出てくるんじゃないのかなという事をこの条例から見ると解釈するんですけども、それはどういうふうになるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 今回提案をお願いしておりますこの条例につきましてはですね、一応関係6市町村で同文議決というところで一応作成されておるところです。今溝口議員からもありましたことがですね考えられない、読み取れないこともないかもしれないというのは確かに感じるころではありますが、今申し上げたとおりその同文議決によってですね一応制定をさせていただいて、ここは今から検討していくことだと思っておりますが、金額的なものをですねしっかり入れたほうがいいというようなことが今後検討する上で必要ということであればですね今はあくまで概算での算定ということで金額の明示はしておらない状況でありまして、それがはっきり確定したということであればですね、金額的なものも入れることも可能かもしれないと今現状、現在、現段階においては思っているところですが、そこも含めてですね今後検討をしていながら、それが可能であれば入れるような形でですね対応はしていきたいと考えます。

◎議長（徳永 正道君） はい、町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。このことについてはですね、同文議決といいますか、この土地改良区の理事会の中には農家さんの代表もおいでです。あさぎり町も4名おいでですが、その中ではもう異論もなく賛成でしたので皆さんこれには納得された上での皆さん同意だと私は判断してました。でも今溝口議員の話を聞きまして、私も1回しっかりと確認をしたいと思えます。ただこれはもう理事会の中では皆さんで決めたことではあるんですけどですね。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） この費用の市町村負担の配分についてはそれは当然27年の10月開催の市町村長会議で合意したと。合意したんであるならばこの金額はもうわかってるわけですね。配分もされて合意した以上はそうであるならば、私はしっかりと明記をしながらあと先ほど言った減免であったり猶予であったりとか出てきた場合、農家負担の減少、軽減をする、した場合、町がその分をかぶるのかという話。かぶることになりますか。はい、そこをもう1回確認しておきますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。その27年の10月に開催されました市町村長会議において合意されたというのがですね市町村別の配分についてということ聞いております。そのときの配分の割合としましてですね区画整理につきましては町が21.9%、それから農家についてが3.6%、そして農地造成については町については6%それから農家については1.5%ということでその配分の割合というのが決まっているわけです。ですので事業費が確定されればですね、この配分割合に応じたところでおのずと金額的な

ものも決まってくるのではないかというふうなことで考えております。それを超えて町が負担するのかしなのかという点につきましてははですね現在のところはそういうのは、そういうことは考えておりません。ただ、今後検討していく中でですね、そういった話が出てくる可能性もあるのかもしれない。ということも私個人的には思いますが、それはその時にですねまた検討しながら議論をいただく話であるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口委員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。負担割合を決めて、要は農家さんとの合意、書面を交わしたわけですから、それは基本は基本で守ってもらわないかん部分を守っていかないとですね。そこでこれは町もかなりの金額を1億3,800万円の負担が割合が来てるわけですよ。これは償還は。これは何年でこれ町としては考えているわけですか。そしてその部分のこれは国営だと私は思うんですけども本来は、これ交付税措置と違ってというのは全く関係ないわけですから、交付税でこれ分は見ますよと。事業が事業ですからね。そういうことから考えると、町に対して国はどのように支援をしてる、するのかなということ。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。町の負担分につきましてははですね、償還がそこにつきましては財政側との協議を今後必要かなというふうに考えております。で区画整理が据え置きなしの償還が15年、それから農地造成がですね15年なんですけど据置期間が3年ございます。ですので実質的には12年ということになっております。交付税措置につきましてははですね、ちょっと私も私もっていかその財政的な支援、措置につきましては、国のほうからの説明がですね、詳細な説明が現在のところまだあっておりません。ですので、それが正式にですねお話があれば、そのことにつきましてははまた報告を申し上げたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第75号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第75号、あさぎり町災害見舞金支給条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第75号、あさぎり町災害見舞金支給条例の全部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町災害見舞金に伴う支給対象等変更のため、本条例の全部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。それでは議案第75号につきまして説明申し上げます。今回の改正につきましては、あさぎり町災害見舞金に伴う支給対象や被害区分などの変更見直しのため条例の全部を改正するものです。2ページをご覧いただきたいと思います。あさぎり町災害見舞金条例第1条、趣旨です。こ

の条例は災害により被災した世帯、または事業者に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとしています。第2条定義です。第1号から第5号までそれぞれ用語の意義を定めております。第3条は支給の支給対象について定めています。災害見舞金は、町内で発生した災害により町内に居住し住民基本台帳に登録されているもののうち、被災した住家、もしくは事業用建物が次の各号のいずれかに該当する場合において当該被災した世帯、または事業者に対し支給するとしています。ただし、故意または重大な過失により災害を発生させたものについてはこれを支給しないとしています。第1項第1号では、住家の被災について、次の3ページ第2号では

事業用建物の被災、第2項と第3項については複数の建物が被災した場合の見舞金の支給について定めています。第4条は災害見舞金の額を定めています。4ページをご覧ください。中ほどの表、別表、第4条関係です。種別は住家の被害と事業用建物被害となっています。被害区分ごとに災害見舞金の額を定めています。3ページをお願いします。第5条では支給の申請を定めています。第6条では支給の決定、第7条では返還について定めています。第8条では規則の委任について定めています。4ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するとしています。経過措置としまして、改正後のあさぎり町災害見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に被災したのものから適用し、この条例の施行の前日に被災したのものについてはなお従前の例によるとしています。5ページ、6ページは改正前の条例を添付しています。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第75号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第76号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第76号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第76号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。第8期介護保険事業計画期間における所得段階別保険料額の改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の採決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、議案第76号について説明いたします。今回の改正につきましては、提案理由にもありましたように第8期介護保険事業計画期間における所得段階別保険料額の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義規定の文言を改正するものでございます。新旧対照表で説明いたします。4ページをお願いいたします。第2条、保険料率の改正ですが、まず第1項の条文において適用期間を令和3年度から5年度までの3年間といたして

おります。保険料につきましては国が標準として定めております所得に準じた9段階での年額を定めることとなっており、第1号の3万5,400円から、第9号の12万360円で、各段階の負担割合にて設定しております。なお、第5号7万800円月額で5,900円となりますが、これが今回改正後の基準額となるものでございます。第2項から第4項につきましては、前項第1号から第3号までの低所得者の保険料をさらに軽減する規定で、第2項においては、第1項第1号に掲げるものの保険料額を2万1,240円とし、第3項で第1項第2号に掲げるものの保険料額を3万5,400円。第4項で第1項第3号に掲げるものの保険料額、次のページをお願いいたします。4万9,500円とするものでございます。次に、附則第9条は新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の特例規定でございます。第1項第1号の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして新型コロナウイルス感染症の定義規定の文言を改正するものでございます。2ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項でこの条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日からとしております。3ページをお願いいたします。また、経過措置といたしまして、第2項で改正後の第2条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分保険料につきましては、なお従前のおりとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第76号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第77号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第77号、あさぎり町指定医地域密着型サービスのサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の開催、改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第77号、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する事業等の一部を改正する省令に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、議案第77号について説明いたします。今回の条例改正につきましては、提案理由にもありましたように、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに基づき関連いたします四つの条例の一部改正を行うものでございます。省令の改正内容につきましては大きく2点。一つ目が指定居宅サービス等における事業の人員及び管理者の基準。二つ目といたしまして指定居宅サービス等における設備及び運営に関する基準でございま

す。また、それにあわせまして改正による条項等の追加、削除、字句の修正を行っております。今回追加された項目は高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化のほか、多数の項目について改正が行われておりますので、関連する四つの条例に係る一部について説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。中ほど第3条に次の2項を加えることとし、第4項で利用者の人権の擁護、虐待防止等体制整備の規定。第5項では介護保険等関連情報の情報を活用した取り組み規定を追加しております。4ページをお願いいたします。上から10行目になります。第33条第3項中勘案してを勘案しに改め、同条の次に同条に次の1項を加えるとして第5項に職場におけるハラスメント対策の強化規定を追加し、その下、第33条の次に次の1条を加えることとし、第33条の2で業務継続計画の策定等の規制が設けられております。これは、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する対応や業務再開に向けた取り組みを規定したものでございます。次ページ以降、感染症対策の強化、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進などの規定が追加されておりますが、これらにつきましては、他の三つの改正条例にも同様に追加されているものでございございます。53ページをお願いいたします。附則におきまして条例の施行日は第1項で令和3年4月1日からとしております。ただし書きの改正規定につきましては、管理者に係る経過措置、これは主任介護支援専門員を置く規定でございますが、この規定を令和3年3月31日までの令和3年3月31日までを令和9年3月31日まで延長する規定で公布の日からとするものでございます。同条第13条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、訪問介護等のサービス費の財源総額が一定基準を超えた場合市町村へ届け出る規定ですが、同年10月1日からとしております。次の第2項、虐待の防止に係る経過措置から最終11項までは、それぞれの項目におきまして省令で設けられた期間に基づき、施行日から令和6年3月31日までの間6月を経過するまでの間、当分の間の経過措置としております。なお、今回の条例改正に該当いたします町内の事業所は、居宅介護支援事業所が7事業所、地域密着型事業所が10の事業所となっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第77号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第78号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第78号、あさぎり町国民健康保険税保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第78号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いた

でございますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは議案第78号につきまして御説明いたします。今回の改正の趣旨につきましては、新型インフルエンザ特別措置法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の定義規定を新たに定める必要があるものです。それでは2ページのほうを御説明いたします。2行目から読み上げます。あさぎり町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則第6項中新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2に規定する新型ウイルス感染症を新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス附属のコロナウイルス、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るである感染症をいう。以下同じに改める。附則、この条例は交付の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第78号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第79号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第79号、あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第79号あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。道路構造令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、議案第79号について説明いたします。させていただきます。まず改正理由でございますが、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備に関する政令により道路構造令が改正され、同令31条の交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、同令第41条として歩行者利便増進道路の基準が追加されたため、あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例においても道路構造令と同様の一部改正をするものです。主な改正内容でございますが、あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例の第34条に、自動運行補助施設を及び第44条の次条に第45条として歩行者利便増進道路を加えます。また、従来、政令第41条第1項が第42条に繰り下げられたため、引用しているカ所について条ずれに対応する改正となっております。改正の具体的な例でございますが、自動運行補助施設とは車両センサーが悪天候でうまく機能しない場合、いわゆるセンターラインとか路側帯が見えない状態で自動走行ができない場合がございますので、その補助をする施設でございます。電磁波とかそういうセンサーが反応するものを道路内に埋設するものがございます。続きまして歩行者利便増進道路とは、歩行者が安心快適に通行、滞留ができる空間が整備されるよう専用を柔軟に認める道路でございます。大都市部

でございます飲食店の前の歩道、等に机や椅子を並べてそちらで飲食等することをされておりますが、そのようなことということで御理解いただければと思います。3ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。第4条でございますが、今回の改正で44条の次に45条を追加するために同条の44条を45条に改正するものです。続きまして第6条第7項、並びに第11条第4項の令第41条第1項を令第42条第1項に改正するものです。続いて第34条では、自動運行補助施設を加えるものでございます。4ページをお願いいたします。第43条第3項並びに第44条第2項、こちらも令第41条第1項を令第42条第1項に改正するものでございます。そして第45条の1項、2項、5ページですが、第3項におきまして歩行者利便増進道路についての条文を加えるものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第79号は原案のとおり決定をいたしました。

## 日程第12 議案第94号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、議案第94号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第94号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町町費負担教職員と県費負担教職員との均衡を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 議案第94号について説明いたします。県費負担教職員臨時講師は令和2年度から退職手当が支給されることとなっております。今回、町費負担教職員と県費負担教職員との均衡を図るため、退職手当を支給するため条例の一部を改正するものでございます。3ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第7条第1項及び第2項の下線部及び義務教育等教育特別手当を義務教育等教員特別手当及び退職手当に改めるものでございます。なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。これは1月29日一応採決した条例でございますが、その際に附則のところ準備行為がございましたけど、今回の場合も準備行為はつけてあるのか。要するに事務局より採用というところで任命の言葉が出てまいりますけど、その確認をしたい

と思ひまして、お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 1月29日に議決いただきましたあさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例第2項につき、第2項では準備行為を認めていただいております。それに基づきまして3月1日に町費負担教職員選考審査会を開きまして選考会を、1名選考いただいております。その1名を同日開催の教育委員会議において採用承認いたしました状況でございます。以上のような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第80号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第80号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第18号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第80号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第18号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第18号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,969万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億8,660万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第18号について説明をいたします。朗読させていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。債務負担行為の補正、第3表債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。地方債の補正、第4表地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。今回の補正は、主に令和2年度の実績による減額調整などがほとんどであります。一部公立病院の負担金及び人吉球磨広域行政組合の負担金などの補正計上がございます。次に8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。追加が上の枠で10件、後ほど各課から説明があります。変更が1件で、この変更のリモートワーク推進事業は、第16回の補正予算で一部を繰り越し手続をしておりましたけれども、パソコン等の納品完了が年度内に間に合わないことが判明したため全額を繰り越しとさせていただきます。次に9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。追加が4件です。詳細については担当課から説明があります。次に10ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。最初に追加が2件、追加いたします番号1の減収補てん債は、新型コロナウイルスの影響による減収分、国県徴収猶予の見込み分となります。番号2の歳入欠陥債は、7月豪雨による減免分です。個人住民税、固定資産税等の減免分、を起債をするものです。起債の方法、利率、償還の方法についてはそれぞれ記載のとおりです。下の枠の変更が15件となります。変更分の補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じで

ございます。13ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入からです。最上段の枠で目1 地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整するものです。次に15ページをお願いいたします。下の枠で目1 総務費国庫補助金の中ほどの欄、節4 地方創生推進交付金は、交付額の決定による減額。節5 地方創生臨時交付金は、国の第三次補正までによるあさぎり町への配分額のうち本省繰越分を除いた額を今回の補正予算に計上した分に充当したものとまた今回の補正予算で執行額などにより補正の増減をしたものなどをすべて精算して充当した分7,106万円を計上をしております。次に17ページをお願いいたします。下の枠で上の欄目1 総務費県補助金の節1 総務管理費補助金の説明欄生活交通維持活性化総合交付金は交付内示額の確定による減額です。その下、土地利用規制等対策費交付金も本年度の交付内示額の減によるものです。次に19ページをお願いいたします。中ほどの枠で、目1 総務費県委託金の節1 統計調査費委託金は、各統計調査交付金の額の確定による減額です。本年度は国勢調査の年でありまして、御協力ありがとうございました。次に21ページをお願いいたします。中の枠で3番目の欄、目3 雑入の説明欄の1番上、市町村振興協会市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金の交付決定によるものです。下の枠で町債ですが、先ほど説明いたしました目1 総務債の節4 減収補てん債は新型コロナの影響による減収分を借り入れるものです。次に22ページをお願いいたします。上の枠、1番下の欄の目9 災害復旧費の節6 歳入欠陥債、これも先ほど説明いたしましたが、7月豪雨による個人住民税固定資産税の減免分について借り入れを行うものです。これらの元利償還金につきましては、後年に特別交付金で元利償還金の75%が財源措置がなされることとなっております。次に24ページをお願いいたします。歳出です。上から2番目の欄、目3 文書広報費の節10 需用費は、広報紙のページ数減によるものです。三つ下の目7 企画振興費の節1 8 負担金補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金とくま川鉄道経営化安定化補助金は、交付額の確定による減額。くま川鉄道再生協議会負担金は、派遣職員の人件費負担金となります。その下、目8 電子計算費の節10 需用額は実績による減額。次25ページをお願いいたします。上から同じ目の電子計算費の節11 役務費から節13 使用料及び賃借料までは実績による減額です。三つ下の欄、目14 基金費の節24 積立金の説明欄、上からふるさと基金説明、ふるさと基金積立金とまちづくり基金積立金。二つ下の財政調整基金積立金は、それぞれの基金の債権と預金の利子分を積み立てるものです。その下の欄、目15 地域情報通信基盤整備推進事業費の節10と節12 委託料はともに実績による減額です。その下の欄目17 ふるさと寄附対策費の節職員手当等から節11 役務費は実績による減額です。1番下の欄、目10 地域おこし協力隊費のうち次の26ページをご覧ください。節8 旅費の普通旅費が新型コロナウイルス感染症の影響でこの募集をいたします移住交流地域おこしフェアが中止となった分の旅費の減額です。節13の使用料及び賃借料の会場使用料の全額と駐車場使用料のうち3,000円についても同じこの募集するためのフェアが中止となった分の減額を行うものです。その他の項目については、所管課のほうから説明があります。その下の目20、総合戦略費の節8 旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響で出張等が減りWeb会議等での対応が増えたことにより旅費を減額しているものです。1番下の欄目23 生活応援給付金給付事業費については、地方創生臨時交付金に充当する分を財源更正するものです。次に27ページをお願いいたします。下の枠の目2 学校基本調査費は、実績に伴う財源調整、その下目3 国勢調査費の節1 報酬から次の28ページの節13 使用料及び賃借料まで、それぞれの費目の事業の実績による減額です。その下の目4 工業統計調査費から目7 経済センサス活動調査費までは実績による財源調整としております。次に45ページをお願いいたします。下の枠の目1 元金の節22 償還金利子及び割引料の長期債元金は、利率の見直しによる金利の低下で元利償還金の元金が増加したことによるものです。目2 利子の節22 償還金利子及び割引料の長期債利子は、利率の見直しによる金利の低下と令和元年借り入れ分の利率確定による減額によるものです。企画財政課分の説明は以上となります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、総務課所管分の説明をいたします。8ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。追加の欄、番号1、第2庁舎整備事業は、第2庁舎基本計画基本設計業務委託において、基本計画方針の検討に時間を要したことにより年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。次に、最下段番号10総務施設災害復旧事業は令和2年7月豪雨による法面災害復旧工事において、法面の安定勾配を確保するためふとんかご工を追加する必要が生じたことにより、年度内竣工が見込めないため繰り越すものでございます。なお、当工事は、上段番号9の教育課所管、社会教育施設災害復旧事業と接続するため一括して施工しているものであり、番号9についても同様の理由により繰り越すものでございます。次ページ、9ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。追加といたしまして番号1及び番号2は、本庁舎及び福祉センターのエレベーターの保守点検と24時間監視、診断を行う業務をそれぞれ令和3年度から令和7年度までの5年間の複数年契約で委託するため、また、いずれも年度初日から実行、実施する必要があり前年度中に契約と準備行為を行うために、令和2年度からの債務負担行為として今回補正するものでございます。13ページをお願いいたします。歳入でございます。3枠目、目1総務費負担金は、令和2年7月豪雨による災害復旧業務に従事するため、益城町への派遣職員を本町へ復帰したことから、益城町からの給与負担金を減額するものでございます。16ページをお願いいたします。1枠目、目6消防費国庫補助金は、補助金の額の確定により減額するものでございます。19ページをお願いいたします。1枠目、目7消防費県補助金は、補助金の交付見込みにより減額するものでございます。次ページ、20ページをお願いいたします。2枠目、目1不動産売払収入は、宅地分譲地1区画と未利用地3筆の売払収入を計上するものでございます。次ページ、21ページをお願いいたします。2枠目、目3雑入では、説明の欄4行、雇用保険個人負担金、5行、職員健診個人負担金は、額の確定により減額し3枠目目1総務債での節2総務施設除却債及び節3庁舎建設事業債は、充当事業費の確定により減額するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出を説明いたします。23ページをお願いいたします。まず、今回の歳出補正では、給与費について各科目の支給実績及び見込みによる補正を行っており、その総額は給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計においても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきますが、特に一般会計の中で説明を要するものとして、2枠目の目1一般管理費、節3職員手当等説明の欄下から2行目の退職手当特別負担金は、今年度退職職員7名に係る特別負担金を計上するものでございます。では、1枠目の目1議会費から説明いたします。目1議会費では、支出確定または見込みによる不用額をそれぞれ減額するものでございます。なお、節1報酬の議員報酬の減額は、常任委員会設置数の減により委員長に係る報酬分を減額するものでございます。次の枠、目1一般管理費についても節8旅費から次ページ24ページの各節において支出確定または見込みによる不用額を減額するものでございます。目6財産管理費は、各節の入札残を減額するものでございますが、その他の特定財源に宅地分譲による売り払い収入を充当することによる財源更正を行うものでございます。次ページ、25ページをお願いいたします。目9支所費、目11交通安全対策費は、支出見込みによる不用額を減額し、次の目14基金費では、説明欄3行目の公共施設整備基金積立金に運用収入と土地売払収入を増額するものでございます。次ページ、26ページをお願いいたします。目21調査建設費は、第2庁舎建設予定地地質調査委託料の入札残を減額し、地方債の補正により財源更正を行うものでございます。次は41ページをお願いいたします。2枠目の目1消防総務、大変失礼しました。41ページをお願いいたします。2枠目の目1消防総務費は、上球磨消防組合負担金の確定による減額。目2非常備消防費は、節1報酬及び節18負担金補助及び交付金を、消防団員の実団員数により節17備品購入費は、救急救助資機材として購入した投光器等の入札残を減額し、目3消防施設費では消火栓設置負担金の支出見込み額により減額するものでござい

ます。次の目4防災管理費は、節1報酬の防災会議委員報酬の不用額を、節10需用費及び次ページ42ページの節17備品購入費の災害時の緊急物資や対策資機材、避難所用備品購入における入札残を減額するものでございます。次に給与費明細の説明をいたします。46ページをお願いいたします。特別職におきましては、議員及びその他の特別職に係る報酬を減額しており、その補正の総額並びに補正後及び補正前の額は表の各欄に示すとおりでございます。47ページをお願いいたします。一般職におきましても、今回の補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後及び補正前の額は表の各欄に示すとおりであり、48ページをお願いいたします。今回の給与費の補正の事由はすべてその他に区分するものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時53分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい。それでは会計課所管分について説明いたします。19ページをお願いいたします。歳入になります1番下の枠の目2利子及び配当金ですが、各基金利子の補正をお願いしております。本年度の債権での運用におきまして、債権の一部入れかえを行っております。その際の売却益もあり、当初の見込みよりも5,330万円ほどの増収となっております。今回各基金への配分額決定により補正をお願いするものでございます。また特別会計の国民健康保険財政調整基金、それから介護給付、介護保険給付費と準備基金につきましても、同様の理由で補正をお願いしております。会計課所管分につきましては、以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。町民課分につきまして御説明を申し上げます。14ページになります。歳入です。2枠目、目1総務手数料、節2から4まで、各証明につきましては実績見込みによりそれぞれ減額をするものです。続きまして目3衛生手数料、狂犬病予防注射手数料につきましても実績見込みにより減額をするものです。15ページをお願いします。2枠目、目1節1個人番号カード交付事業費補助金になります。国が示す1回目の見込み額401万1,000円に対しまして、2回目の見込み額の総額が719万9,000円となり、支出済み額183万3,000円を差し引いた318万8,000円を増額するものです。歳出において全額地方公共団体情報システム機構、J-LISに支出するものです。続きまして次のページ16ページをお願いします。1枠目、目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金になります。令和2年7月豪雨によります災害廃棄物処理費が確定したことに伴いまして、3,121万円を減額するものです。続きまして22ページをお願いします。目8衛生費、節1災害対策債、これにつきましても令和2年の7月の豪雨災害により、7月に災害による廃棄物処理費が確定したことによりますものと、また、汚泥処理再生汚泥処理再生、汚泥再生処理センター被災によりますし尿処理費用の構成市町村負担金分としてあさぎり町分の910万円を相殺し、2,210万円を減額するものです。27ページをお願いします。歳出です。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節18負担金及び交付金、個人番号カード関連事業負担金としまして、318万8,000円を増額するものです。歳入で説明しましたマイナンバーカード申請発行に関する交付金をJ-LISに負担金として支出するものです。続きまして33ページをお願いします。目3環境保全費、節10需用費、食糧費は、コロナ感染対策として中止をいたしましたことによる交流会を中止したことによる減になります。印刷製本費は入札残による減、節11役務費、リサイクル

手数料24万円の減は7月、令和2年7月豪雨で被災しました4家電の廃棄に係る手数料の確定による減になります。節2委託料PCB運搬委託料につきましても入札残による減になります。災害廃棄物処理運搬委託料と被災家屋公費解体委託料は、豪雨災害による処理費用の確定によりそれぞれ減額をするものです。節18負担金補助及び交付金の自費解体補助金につきましても事業費の確定により減額をするものです。35ページをお願いします。1枠目、目1塵芥処理費、節18負担金及び負担金補助及び交付金、人吉球磨広域行政組合負担金につきましては、汚泥再生処理センターが被災したことによりますし尿処理にかかる負担金として911万3,000円を計上するものです。町民課は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分について説明申し上げます。8ページをお願いします。第2表繰越明許費補正の追加番号2款3民生費、項1社会福祉費のふれあい福祉センター備品等購入事業につきましては、プロジェクターやスクリーン、モニターなどの購入を行うものですが、新型コロナウイルス感染対策などの影響により、リモート会議などに必要な機器の需要の高まりなどで、在庫確保が困難なことから年度内の整備完了が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。その下の追加番号3、款3民生費、項3救護施設費の救護施設設備改修事業につきましては、新型コロナウイルス感染対策としまして、救護施設内の流し台や手洗いの改修を行うものです。年度内の整備完了が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。続きまして、歳入13ページをお願いいたします。3番目の枠で、目2民生費負担金、節3児童福祉費負担金で、保育所負担金の減額は、本年1月末での収入の実績と残り2カ月間の見込み額による差額を減額補正するものです。次の保育所負担金過年度分につきましては、過年度分の徴収による増額補正となっております。次の節4養育医療事業費負担金の、養育医療費保護者負担金につきましては、年間の実績による減額となっております。次に14ページをお願いいたします。二つ目の枠、目2節1民生手数料の保育料督促手数料は、実績見込みによる減額補正です。次に15ページをお願いいたします。一つ目の枠で上段、節2障害者福祉費負担金の障害者医療費負担金及びその次の障害者自立支援給付費等負担金ですが、実績見込みでの減額補正です。次に、節4児童福祉総務費負担金の施設型給付負担金、次の障害児給付費負担金その下の子育てのための施設等利用給付費負担金につきましては実績見込みでの減額補正です。次の節5児童手当事業費負担金につきましては、実績見込みにより減額補正を行うものです。次の節6養育医療事業費負担金の養育医療費負担金につきましても、国の交付額に基づいての減額補正となっております。次に二つ目の枠の目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金、次の節2児童福祉総務費補助金の地域子ども子育て支援事業費補助金、子ども子育て支援体制整備事業等推進事業補助金、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業補助金、子供のための教育保育給付災害臨時特例補助金につきましては、それぞれの本年度実績見込みに基づく交付申請額の補正となっております。次に16ページをお願いいたします。上の枠節3子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金につきましても、本年度実績見込みに基づく交付申請額での減額補正となっております。次に下の枠の目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉委託金の特別児童扶養手当事務委託金につきましては、実績に伴う事務費分の減額補正となっております。次に17ページをお願いいたします。上の枠の目1民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金の障害者医療費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、節4児童福祉総務費負担金の施設型給付費負担金、障害者給付費負担給付費等負担金、子育てのための利用と施設給付費県費負担金、次の節5児童手当事業費負担金の児童手当負担金につきましては、国庫負担金同様本年度実績に基づき各事業での増減額での補正となっております。次の節6救護施設費負担金の事務費負担金、その下の保護費負担金につきましても、最終的な負担実績に基づく補正、基づき補正するものです。次の節7養育医療費事業負担金の養育医療費負担金につき

ましても、国庫負担金同様実績に基づく減額補正となっています。次の節8災害救助費負担金につきましても、7月号に係る災害救助法関連の事務費などで、消耗品費や時間外勤務手当分などを負担金として受け入れるものです。次に下の枠の目2民生費県補助金、節1社会福祉総務費補助金の民生委員協議会活動費補助金。次の特別弔慰金支給事務交付金につきましても、実績に基づき補正するものです。次の18ページをお願いいたします。上の枠、節3障害者福祉費補助金で、障害者住宅改造住宅助成事業補助金につきましても、実績減により減額補正するものです。次の重度心身障害者医療費助成事業費補助金、次の地域生活支援事業費補助金と次の難聴児補聴器購入費事業費補助金につきましても、本年度の実績に基づきそれぞれ補正するものです。次の節4児童福祉補助金の多子世帯子育て支援事業費補助金、施設型給付費補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金、教育の質の向上のための研修支援事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、放課後児童クラブ利用者支援事業費事業交付金につきましても、実績に基づきそれぞれ補正するものです。次の節5子ども医療費助成事業補助金の乳幼児医療費補助金、次の節6ひとり親家庭等医療費補助金につきましても、それぞれ実績見込みによる補正となっております。次に20ページをお願いいたします。三つ目の枠で、目1節1指定寄附金の災害支援給付金ですが、令和2年7月豪雨災害の寄附金19件分を受け入れるものです。次に21ページをお願いします。二つ目の枠で目1民生費納付金、節1救護施設費納付金の入所者の自己負担金ですが、当初の見込み額より増額となった分の補正です。次に目3、節1雑入ですが、説明欄の下から二つ目の温泉施設指定管理委託料返還金につきましても、令和元年度の指定管理業者の健康診断未実施分の指定管理委託料の返還金となります。次の障害者医療費県費負担金精算金につきましても、過年度分の精算金が確定しておりますので、本設で受け入れるものです。次に、最下段の枠で目2民生債、節2出生祝い金事業債につきましても、令和2年度の見込みを75名と見込み、当初予算額との差額を減額するものです。次に、22ページをお願いします。上段の節3子ども医療費助成事業債につきましても、給付費支出見込み額等当初予算額との差額を減額するものです。その下、節4児童福祉施設整備事業債につきましても、上薬師保育園の整備補助に伴うもので、事業費の実績見込みにより減額するものです。続きまして、歳出25ページをお願いいたします。最下段目19地域おこし協力隊費、節1報酬から次の26ページをお願いいたします。上段の節3職員手当等から節13使用料及び賃借料までの各項目の先ほど企画財政課から説明がありました普通旅費、会場使用料等を除くものにつきましても、年度途中から福祉分野で募集してありました地域おこし協力隊に係るものなので令和2年度中の応募が見込めないため減額補正するものです。次に28ページをお願いします。2枠目、目1社会福祉総務費、節3職員手当の時間外勤務手当は実績見込みにより減額、節10需用費の印刷製本費は、保健福祉総合計画の印刷の入札残、節11役務費の通信運搬費は、デマンド事業バス乗降調査のバス運賃代の不用額を減額するものです。節22償還金利子及び割引料の臨時福祉給付金給付事業費補助金返還金は、平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金の返還対象者から返還があったものを県に返還するものです。次に、29ページをお願いいたします。最下段で目4障害者福祉費、節10需用費の食糧費は、障害者計画策定委員会に係るもので、コロナ感染対策で中止したことによる減額。節12委託料の地域生活支援事業委託料は、実績見込みにより減額を行うものです。次の節19扶助費ですが、身体障害者更生医療給付費と福祉タクシー利用、福祉タクシー料金助成事業費につきましても、実績見込みにより減額するものです。次の障害介護給付費、療養介護医療費につきましても、本年度の利用実績見込みにより増額補正を行うものです。次に30ページをお願いします。上段節22償還金利子及び割引料の障害者自立支援医療費の国庫分と、県費の負担金返還金、その下の障害者自立支援給付費の国庫分と県費の負担金返還金は、令和元年度分の実績報告による返還金です。次に、下の枠で目1児童福祉総務費、節4共済費の社会保険料は、会計年度任用職員の社会保険料の支払い見込みの不足分を増額するものです。次の節7報償費の出生祝金につきましても、本年度を75名と見込み減額するものです。その下の認

定こども園等教育研修講師謝金と次の保育士研修講師謝金につきましては、新型コロナウイルス対策により実施しなかったため減額するものです。次の節18負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、公定価格の件単価の改定や、見込み人数の減により減額するものです。次の放課後児童健全育成事業費補助金は、学童クラブの事業予定見込み額見込みの減により減額するものです。次に、31ページをお願いいたします。説明欄の上段、保育対策総合支援事業費補助金から、下段の保育従事者等活動支援補助金、支援金支給事業補助金までは、それぞれ実績見込みに基づく補助金交付予定額と予算額との差額につきまして補正を行うものです。次の節19扶助費の障害児通所支援費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付費の減額が見込まれることによる減額補正となっています。次の節22償還金利子及び割引料の障害児通所支援国庫負担金と、その下の県負担金の返還金は、令和元年度分の実績報告による返還金とあります。次の目2児童手当事業費、節20扶助費の児童手当につきましては、当初見込みより受給対象児童数が減少したことなどにより減額補正を行うものです。次の目3子ども医療費助成事業、積算職員手当等の時間外勤務手当につきましては実績見込みによる減額。節19扶助費の子ども医療費給付金につきましても、実績見込み額により減額補正を行うものです。要因としましては、病院の受診日控えなどが想定されます。次の目4ひとり親家庭福祉費、節19の扶助費につきましても、実績見込みにより減額補正を行うものです。次に、32ページをお願いいたします。一つ目の枠、目5養育医療事業費につきましては、実績見込みによる財源の組み替えとなります。次の目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節18負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金とその下の拡充分につきましては、実績見込み額により減額補正するものです。二つ目の目1救護施設総務費、節1報酬の会計年度任用職員報酬は、緊急時対応の時間外手当の不足分の増額補正。節11需用費の消耗品は、新型黄コロナ感染対策の消毒液分の増額補正。節14工事請負費は、新型コロナ感染対策として、洗面台4カ所と手洗いなどの蛇口の改修を行うものです。財源は、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金となります。次の節17備品購入費は、食器保管庫等の入札残の減額補正となります。次の目2救護施設事業費、節19扶助費の入所者給付金は、給付見込み額により減額補正するものです。最下段で目1災害救助費、節19扶助費の災害見舞金は、支払い見込み額により減額補正を行うものです。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、高齢福祉課所管分について説明いたします。9ページ、第3表債務負担行為補正をお願いいたします。追加番号3、人吉球磨成年後見センター運營業務は、成年後見制度推進に関する業務を人吉球磨10市町村が人吉市社会福祉協議会へ委託するものでございます。13ページをお願いいたします。歳入です。3枠目、目2民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金につきましては、入所者負担金実績見込みによる増額でございます。下の枠、目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料、白寿荘使用料の減額は、コロナ禍での利用減。生活支援ハウス使用料の減額につきましては退去による減額でございます。次、14ページをお願いいたします。1番下の枠、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、実績による増額でございます。17ページをお願いいたします。目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金、県負担金分の実績による増額でございます。下の枠、目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金の減額は、県補助金交付決定通知によるものでございます。高齢者住宅改造助成事業費補助金につきましては、実績による減額となります。権利擁護人材育成事業補助金の減額につきましても交付決定通知によるものでございます。歳出に移ります。28ページをお願いいたします。最下段、目2老人福祉費からなります。次のページ、節10需用費、食糧費の減額は、コロナ禍による執行見込みがないため減額いたします。節12委託料、人吉球磨成年後見センター運營業務委託料。生活管理指導短期宿泊事業委

託料。緊急通報装置システム管理業務委託料の減額は、いずれも実績または実績見込みによるものでございます。節18負担金補助及び交付金の中核機関立ち上げ支援事業負担金の増額、老人クラブ補助金、シルバーエイト負担金、シルバーヘルパー活動助成金の増減、節19扶助費高齢者住宅改造助成事業費の減額は、いずれも実績または実績見込みによるものでございます。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金の減額は、歳入で説明いたしました低所得者保険料軽減負担金の国、県の負担金補正額に町負担金分を加えた各119万円と、地域支援事業費繰出金の増額12万2,000円を差し引いた781万4,000円を減額するものとなります。次に、目3老人保護費、節19扶助費、老人施設入所措置費の減額は、当初、月平均利用者を28人と見込んでおりましたが、実績見込みにより約25人と減少したことによる不用額でございます。30ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、節16公有財産購入費は、白寿荘カーテン購入費の入札残による不用額でございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。すいません。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。8ページの第2表繰越明許費補正でございます。番号4番の款4衛生費、項1保健衛生費、健康運動教室環境整備事業、これにつきましては、健康運動教室で使用いたしますフィットネスバイク15台、それからテレビ2台等の導入を行うものでございます。今年度の導入が見込めないため繰り越しを行うものです。14ページをお願いします。1番上になります。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、保健センター使用料でございます。新型コロナの影響によりまして収入が減少いたしましたので減額いたします。次のページをお願いします。上から3行目になります。節3国民健康保険事業費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これは実績見込みにより減額するものでございます。目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、新型コロナワクチン接種対策費負担金、医療従事者及び高齢者への接種費用に係る負担金でございますけれども、令和3年度で支払うことになりましたので減額するものでございます。次のページをお願いします。目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金、2行目の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、これにつきましては令和2年度に実施予定でした高齢者のワクチン接種につきましては、4月以降に実施することになり、補助対象事業費が減額となりましたので補助金も減額するものでございます。次のページをお願いします。すいません。ちょっと調子が悪いようですので、1番上になります。目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、2行目の後期高齢者分保険基盤安定拠出金、これにつきましては実績見込みにより減額を行うものです。節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これにつきましても実績見込みにより増額を行うものです。次のページをお願いします。中ほどになります。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、2行目の自殺対策事業費補助金。これは中学1年生を対象とした心の健康講座を計画しておりましたが、新型コロナの影響で中止となりましたので減額するものでございます。次に21ページをお願いします。1番上になります。目2衛生費受託事業収入、節1保健衛生総務費受託事業収入、高齢者の保健事業受託収入、これにつきましては高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業費でございますけれども、これにつきましては新型コロナの影響でサロンの開催回数が減少しましたために歯科衛生士の派遣日数が計画より少なくなったものです。その分につきまして減額を行うものです。それから2番目の枠になります。目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金、各種健診個人負担金、これにつきましては実績見込みにより減額を行うものです。歳入は以上でございます。28ページをお願いします。1番下になります。目2老人福祉費、内容は次のページをお願いします。中ほどになります。節の27繰出金、2行目の後期高齢者医療特別会計繰出金、これは実績見込みにより減額を行うものでございます。次のページをお願いします。中ほどになります。目6国民健康保険事務費、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、これも実績見込みにより減額を行うものです。33ページをお願いします。1番上になります。目1保健衛

生総務費の節7報償費、口腔ケア等健康教育理事謝金、これは先ほど歳入でも説明しましたがけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業費で、新型コロナの影響で歯科衛生士による健康教育の回数が予定より少なかったため減額を行うものです。節18負担金補助及び交付金、病院事業負担金、これは公立多良木病院への負担金でございますけれども、本年度から地方交付税措置の改正がございまして、過疎地域の不採算地区中核病院に対する特別交付税が交付されましたこと、交付されることになりましたので、増額するものでございます。次のページお願いします。目4健康増進事業費、節11役務費、郵送料です。健診の申し込みに要するもので、不用分を減額するものです。次の節12委託料、集団検診委託料につきましても、受診者が見込みより少なかったため減額するものでございます。目5母子保健事業費につきましても、財源更正を行ったものでございます。これにつきましては新型コロナの影響で、母子推進員さんの管外研修を中止したものでございます。それから、目6予防接種事業費、これの節8旅費から節13使用料及び賃借料にまでいずれも新型コロナワクチン接種に要するものでございますけれども、接種開始が4月以降となりましたことによりまして、令和3年度予算に組みかえるため減額を行うものでございます。目7健康づくり推進事業費、財源更正を行っておりますけれども、中学生の心の健康講座が中止になったものでございます。目8スマートウェルネスシティ事業費、備品購入費でございます。新型コロナの影響による健康に被害を防止するために、フィットネスバイク15台、その他テレビ等を購入するものでございます。目9保健センター管理費、保健センターの使用料収入が減少したため、財源更正を行ったものでございます。健康推進課所管分につきましては以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それでは、農業委員会所管分の説明を行います。18ページです。最初に、歳入の説明を行います。目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金のうち、それぞれの補助金の交付額が当初予算額より増額があったため補正するものです。管理事務費として主に農業委員及び、すいません。主に農業委員及び会計年度任用職員の報酬や賃金の人件費に充てることとなります。説明の欄、農業委員会交付金は、農業委員の手当、職員設置費の実支出額などから算定されて当初予算額より増額となっております。また機構集積支援事業補助金は、農地の利用状況調査、農地の権利移動などの状況把握などによる費用、農業委員の資質向上のための活動費などを勘案して算定されるもので、これも当初予算額より増額となっております。また、農地利用最適化交付金は、農業委員の活動実績、成果実績に基づき算定されるもので、これも当初予算額より増額となっております。次に、節2農業費補助金の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、当初10アール当たり2万円の補助を年間10万円分見込んでおりましたが、申請がなかったため減額するものです。あわせて歳出のほうでも減額いたします。次に歳出について説明いたします。35ページをお願いします。下の枠の目1農業委員会費、節1報酬の農業委員の報酬、農業委員報酬のうち、能率給については、農地利用最適化交付金を委員などの活動の実績に応じて支給することとなっております。したがって歳入で説明しました農地利用最適化交付金の増額に伴い、交付金の増額に対応して報酬を増額するものです。またマイクロバス運転手賃金は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修等が中心になっております。そのことによる減額です。次に、節8旅費、並びに節10需用費の食糧費につきましても同様に研修などの中止により減額するものでございます。次に、節19負担金補助及び交付金では、歳入で説明いたしました耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の減額に対応するものです。節2農業者年金事務受託事業費は、人件費に係るもののみですので説明を省略いたします。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、農林振興課所管分についての説明を申し上げます。8ページ

になります。繰越明許費補正における番号の5、事業名強い農業担い手づくり総合支援事業につきまして、昨年12月補正において計上させていただいておりますが、機械の修繕部品や生産が遅れていることから一部繰り越しをお願いするものです。次に14ページをお願いいたします。歳入になります。上段枠の目4農林水産使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による農業施設の使用料収入の減額分となります。2枠目の目4農林水産手数料、節2の入山手数料は、実績に基づいて計上いたしております。次に18ページをお願いいたします。目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の中山間地域等直接支払い交付金、一つ飛びまして経営所得安定対策推進事業費補助金及び5段目の水田産地化総合推進事業費補助金と、6段目の土地利用型農業支援事業補助金は、交付決定及び実績に基づく補助金の減額分となります。4段目の農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、経営転換協力金として令和2年度におきましては、実績がなかったことから減額を行うものです。また、強い農業担い手づくり総合支援交付金は、事業の取り下げなどによる減額分となります。次の節3林業費補助金の有害鳥獣補助金については、国県のシカ、猿、イノシシの駆除補助金は交付決定により減額をするものです。また造林事業補助金は、県の交付決定による減額。また、間伐等森林整備促進対策事業補助金は、ヘクタール当たりの補助単価のかさ上げなどによる増によるものです。続きまして20ページをお願いいたします。2段目の枠、目1不動産売払収入、節2の素材生産売払収入は、当初見込んでおりました本年度見込み額に対しまして、新型コロナウイルスの影響や事業面積の減により減額するものでございます。次に最下段の枠、目5林業振興基金の繰入金につきましては、2名の林業従事者から林業機械の購入申請がありましたので7万5,000円を繰り入れとするものです。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目3雑入の6行目薬草加工場光熱水費は、実績により4万9,000円を減額するものです。次のページになります。目9災害復旧債、節2農林水産施設災害復旧事業は、充当率の増によるものです。25ページをお願いいたします。歳出になります。目14基金費、節24積立金の林業振興基金及び森林環境譲与税基金積立金は、会計課長から説明がありました債権運用益により積み立てを行うものとなります。35ページをお願いいたします。目3農業総務費、節3職員手当の時間外手当は、当初災害対応分として見込んでおりましたが、災害分は一括して総務課より支出していただきましたことにより減額をするものです。次の目4農業振興費、節8旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響で実施されなかった、または出張の取りやめとなった分の減額となります。次の節17備品購入費の減額分は、支援センターに貸し付けを行う目的で購入をいたしました機械、ラジコン型バックホウ大型草刈り機の入札残になります。次に、節18負担金補助及び交付金の農業振興補助金振興事業補助金は、農業機械施設整備補助金、895万3,000円と農業後継者支援金の450万円の減額分となります。その下、地域の話し合い推進補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響で実施できなかったため減額をするものです。次のページをお願いいたします。新型コロナウイルス対策肥育農家経営支援補助金。次の農作物災害見舞金につきましても実績と見込みによる減額分となります。次の強い農業担い手づくり総合支援交付金は、農業機械等の令和2年7月豪雨災害に被害に係る国県町の支援を合わせた事業で取り下げなどがあつた分の減額分となります。次の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、JAにおいてライスセンター施設の改修に対する補助金で、事業費が確定したものについての減額分となります。次の目5農業経営基盤強化促進対策事業費の節1報酬及び節10需用費の食糧費は、新型コロナウイルスにより総合農政推進協議会を開催できなかった分の減額となります。また、目6農業後継者育成指導費の節7報償費は、あさぎり中学校、あさぎり中農業体験ラボ実施における実績に基づく減額分となります。次に、目8水田農業確立対策事業費の節3時間外手当につきましても、新型コロナウイルスの影響で集落営農総会など開催できなかった分の減額。次の節10需用費の食糧費についても意見交換会などを開催できなかった分の減額となります。また節18負担金補助及び交付金の地域再生協議会補助金は、額確定通知による減額分となります。次の土地利用型農

業支援事業補助金につきましては、昨年11月議会におきまして1経営体において水稻直播関連機械の導入がなされましたが、額の確定による減額分となります。次の目9農業施設管理費の節17備品購入費は、農業女性の家におけるエアコンの老朽化により入れかえた分の入札残分の減額となります。次に目10畜産事業費の節7報償費は、品評会開催における実績に基づく減額分となります。次の目11農地中間管理事業、節18負担金補助及び交付金の農地中間管理機構集積協力金につきましても実績に基づき減額をするものです。次のページをお願いいたします。目13中山間地域直接支払い制度事業費に係る節10需用費の食糧費は新型コロナウイルスの影響で実施できなかった分の減額となります。次の目16農地費、節12委託料は、年間を通して単独での工事が必要となった分に係る設計委託料の減額分となります。次の節18負担金補助及び交付金の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営事業による百太郎溝改修に係る事業費の増額に伴うものになります。その下、豪雨災害に係る土地改良区負担金は、幸野溝及び百太郎溝における令和2年7月豪雨災害に係る土砂浚渫等に係る町負担分となります。それから下段の額目2林業総務費の節18負担金補助及び交付金の林業従事者育成促進事業補助金は、林業振興基金を活用した事業で、チェーンソー購入における2名の方への補助金となります。次の目3公有林整備事業、節11の役務費の森林保険料及び次の節12委託料の素材生産委託料及び造林委託料につきましては、実績に基づく減額分となります。また、その下、節15原材料費については、新型コロナウイルス関係で令和2年度実施予定の植樹祭の中止による苗代などの減額分となります。次のページをお願いいたします。上段の目5鳥獣被害防止事業費につきましては、国庫補助金等の減額に伴い財源更正を行ったものになります。44ページをお願いいたします。3枠目、目2林業施設災害復旧費におきましても、地方債の増額により財源更正を行うものになります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは、商工観光課所管分の説明をいたします。13ページをお開きください。歳入からです。三つ目の枠で、目5商工観光費負担金、節1商工費負担金、ふるさと市町村圏事業負担金、これにつきましては、人吉球磨観光地域づくり協議会の負担金として広域行政組合より受け入れておりますが、観光地域づくり協議会の事業縮小により減額するものです。続きまして19ページになります。1番上の行になります。目5商工観光費県補助金、節1商工費補助金、消費者行政活性化事業費補助金ですけれども、これは消費生活相談業務を人吉市消費生活センターに負担金として支出しておりますが、実績見込みにより減額するものです。続きまして20ページをお開きください。1番下の枠になります。目4産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金、これにつきましては農業支援センターの機械導入の入札残を基金に繰り入れるものであります。次のページをお願いいたします。中段の枠になります。目3雑入、3行目になります。商工コミュニティーセンター電気料、商工コミュニティーセンターに入っておりますJAあさぎり支所、くま川鉄道の電気料の負担分になりますけれども、くま川鉄道が不通となっていることから減額ということに計上しております。続きまして25ページになります。中ほどに目14基金費、節24積立金、5行目になります。産業活性化基金積立金、利子の確定により計上しております。続きまして26ページになります。目19地域おこし協力隊費、節18負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊企業支援補助金、これにつきましては地域おこし協力隊による起業に要する経費の補助を行っておりますが、対象者が補助要件に該当しなくなったため減額するものであります。続きまして38ページになります。目1商工総務費、節1報酬、節7報償費、節8旅費につきましては、中心市街地活性化推進委員会が開催されなかったため減額といたします。節18負担金補助及び交付金ですけれども、商工業制度利子補給費補助金、地域イベント補助金、消費生活相談業務負担金につきましては、実績見込みによる減額になります。その下の目2商工施設費、節12委託料、清掃業務委託料につきましては、ポッポー館が改修工事に入りましたので、清

掃業務を中止したことで減額するものであります。続きまして39ページになります。目1観光費、節10需用費、印刷製本費につきましては、観光パンフレットリーフレットの入札残になります。節18負担金補助及び交付金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金ですけれども、先ほど説明いたしましたけれども事業縮小により減額になります。目2緑の街づくり事業費、節18負担金補助及び交付金、菜の花プロジェクト補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止しております。そこで減額となります。その下の枠になりますが、目1定住促進費につきましても、新型コロナウイルス影響により普通旅費そして広告料の減額となります。以上、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管分の補正予算について説明いたします。8ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。番号6款7土木費の住宅建築物安全ストック形成事業でございますが、耐震改修等総合支援メニューで、耐震改修の工事を2件取り組まれておられます。しかし年度内に完了するのが困難なため繰り越しをお願いするものです。9ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。番号4でございますが、清願寺ダム県営農地等災害復旧事業費分担金で、令和2年7月豪雨によりダム湖内に流れ込んだ土砂や流木の撤去を災害復旧事業で行うものです。事業実施期間が令和2年度から令和7年度までであることから債務負担行為の補正をお願いするものです。13ページをお願いいたします。歳入です。上から2番目の枠の目2土木費分担金、節1砂防費分担金の急傾斜地崩壊防止対策事業受益者分担金の減額です。12月議会におきまして補正第14号にて計上させていただきましたが、その後県より事業費の85%を令和2年度とし、残り15%は令和3年度として対応するようにと指示がございました。そのため受益者分担金も15%を令和3年度に組み替えを行うためその額を減額するものです。16ページをお願いいたします。上の枠の目5土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金の減額ですが、個人住宅の耐震診断と六つのメニューがあり、耐震診断は3件、それ以外は1件ずつ見込んで予算を計上しておりましたが、耐震診断の申請が5件と耐震総合支援メニューの2件の申請であり、そのため補助金を相殺し不用額を減額するものです。その下の大規模盛土造成地変動予測調査事業補助金の減額は、歳出での委託の入札額の実績により減額するものです。節3住宅費補助金、公営住宅等ストック総合改善事業補助金の減額ですが、今年度二子団地の改修工事を行っております。それに伴う国からの交付金確定により減額をお願いするものです。目7災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金の増額ですが、12月の補正において災害関係の増額補正をお願いしましたが、その後国の査定を受けて補助金額が確定しましたので増額をお願いするものです。下の枠の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金の樋門管理委託金の増額補正ですが、大雨時に樋門管理等での監視作業をされたことによる追加の委託費となります。19ページをお願いいたします。上の枠の目6土木費県補助金、節1土木管理費補助金の減額ですが、住宅建築物安全ストック形成事業補助金で、県の補助金メニューが四つございましてそれぞれ一件ずつ見込んでおりましたが、耐震総合メニューの2件の申請でございましたので補助金を相殺し減額補正するものです。節2河川費補助金、地域防災がけ崩れ対策事業費補助金の減額ですが、分担金で御説明いたしましたとおり事業費の15%を令和3年度に事業として組みかえるため減額するものです。21ページをお願いいたします。2番目の枠の目3雑入、節1雑入の説明欄上から2段目の県工事分担金精算金の増額ですが、令和元年度、単県道路改良事業に係る町分担金の一部の返還金でございます。元年度の事業ですが、令和2年度の繰越事業とされており、工事完了に伴いその実績額で計算し返還金が生じたためでございます。22ページをお願いいたします。上の枠の目4土木債、節1道路橋梁債の減額は、道路改良工事の事業費確定により減額するものです。節2河川債、地域防災がけ崩れ対策事業債の減額は、分担金及び県補助金で説明いたしました事業費の15%を令和3年度に組みかえるための減額となります。目7農林

水産業債、節1農村地域防災減災事業債は、清願寺ダム防災事業負担金として借り入れますが、事業費の変更に伴い、分担金が減額となったため起債額を減額するものです。目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債は、災害査定を受けて事業費確定したことにより増額をお願いするものです。37ページをお願いいたします。歳出です。上の枠の目18清願寺ダム管理費、節18負担金補助及び交付金の清願寺ダム防災事業負担金ですが、事業費の減額に伴い負担金も減額するものです。その下の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金は、債務負担行為補正で説明いたしました令和2年7月豪雨によりダム湖内に流れ込んだ土砂や流木の撤去を災害復旧事業で行うもので、事業実施期間が令和2年度から7年度となっており、2年度分の負担金の増額をお願いするものです。39ページをお願いいたします。1番下の枠の目1土木総務費、節13委託料の減額は、大規模盛土造成地変動予測調査委託の入札残を減額するものです。節18負担金補助及び交付金の宅地建築物安全ストック形成事業補助金で、耐震診断改修設計補助金の歳入で説明いたしましたが、個人住宅の耐震診断が5件、それから総合支援メニューが2件でございましたので、その実績により不用額を減額するものです。40ページをお願いいたします。1番目の枠の目1道路橋梁総務費の節10需用費の食糧費は、コロナ感染症対策や豪雨災害対策対応のため各種会議等が中止となりその不用額を減額するものです。節12委託料は、入札残により不用額を減額するものです。節18負担金補助及び交付金についても県工事の実績により負担金額が減額となり補正をお願いするものです。目2道路維持費、節12委託料の設計委託料は、豪雨災害等を受けて町道の測量設計を予定しておりましたが、次年度以降に先送りした分を減額するものです。節14工事請負費は、工事の実績により減額をお願いするものですが、皆越線の法面工事の入札残、豪雨により2路線の工事の中止などでございます。節21補償補てん及び賠償金については、南稜高校路地裏の補償費額が確定いたしましたので今回減額補正をするものです。下の枠の目1河川総務費、節13委託料、樋管操作員委託料は、出水時緊急出動分として増額するものです。目3砂防費、節12委託料の測量設計委託料は、実績により不用額を減額するものです。節14工事請負費は、事業費の15%を来年令和3年度に組みかえるために減額するものです。41ページをお願いいたします。上の枠の目2住宅建設費、節12委託料の設計委託料と監理委託料町営住宅長寿命化計画策定委託料は、入札残により減額補正をお願いするものです。節13使用料及び賃借料、二子団地改修工事のおふる場の使用料で、実績により減額するものです。節14工事請負費、二子団地新堀ノ内団地改修工事の入札残による不用額を補正するもので減額補正するものです。44ページをお願いいたします。1番下の枠の目1公共土木施設災害復旧費、国庫支出金及び地方債が確定したことにより財源更正をしたものです。以上建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、上下水道課分につきまして御説明いたします。歳入の16ページをお願いいたします。目の2段目、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金。浄化槽設置交付金でございますが、個人が設置する合併浄化槽に対する補助率率3分の1の国庫補助金は、実績によりまして減額するものでございます。18ページをお願いいたします。中ほどの目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金。説明の上段の浄化槽設置事業費補助金でございますが、国庫補助金と同様に合併浄化槽設置の実績によりまして県補助金を減額するものでございます。続きまして歳出でございます。34ページをお願いいたします。最下段の目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金でございますが、7月豪雨災害で福岡市の給水活動支援を受け入れた際に、水道事業特別会計で支出した費用、今回は給水車の燃料代でございますが、災害救助法の適用により国庫負担となることから特別会計で受け入れるために予算計上するものでございます。上下水道課分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時14分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明いたします。8ページです。第2表繰越明許費補正です。追加番号7小学校図書購入事業と8中学校図書購入事業は、今回の補正で図書購入費を計上しております。年度内での購入が困難なことから繰り越すものです。旧社会教育施設災害復旧事業は、総務課にて説明いたしましたので割愛いたします。14ページです。歳入を説明します。1番目の枠3番目7教育使用料、節1学校施設使用料、小・中学校体育館使用料と節4保健体育施設使用料、運動公園と施設使用料は実績見込みにより減額とするものです。16ページです。項2国庫補助金の最後の行です。目8教育費国庫補助金、節4理科教育設備整備事業費補助金は、補助金確定により増額するものです。19ページです。項2補助金の最後の枠です。目8教育費、県補助金、節1教育費補助金、地域学校協働活動推進費補助金が学習支援員配置事業補助金は、補助金確定により増額します。自治公民館再建支援事業交付金は、ほぼ減額、きすいません、失礼しました。地域学校共同活動推進事業補助金、学校支援員、配置事業補助金は補助金確定により減額します。自治公民館再建支援事業交付金は補助金確定により増額します。20ページです。3枠目、目1指定寄附金、節1指定寄附金、教育費寄附金は、人吉球磨林業機械センター様より町内小学校の教育向上を目的に5寄附いただきました。この御寄附をもとに、今回各小・中学校20万円分の図書購入費を計上しております。22ページです。中ほどになります。目6教育債節1学校施設整備事業債は、上小学校及び岡原小学校の屋外運動運動場整備事業の確定により減額いたします。節2社会体育施設整備事業債は、主に深田高山運動公園整備事業の確定により減額いたします。目9災害復旧費、節4文教施設災害復旧事業債、公立学校施設災害復旧事業債は、上小学校北側法面災害復旧事業の確定により増額をいたします。社会教育施設災害復旧費は、免田総合体育センター北側法面復旧工事につきまして、法面工法の復旧工法を変えた、変更したため増額するものでございます。次に歳出を説明します。42ページです。人件費に係る説明は割愛をいたします。中ほどになります。目3教育振興費、節13使用料及び賃借料、ウイルス対策ソフトライセンス利用料ウイルスバスターの導入を検討しておりましたが、アイパッドを導入したため不用となり減額をいたします。節24学校教育施設整備基金積立金は、基金利子分を増額いたします。節27繰出金奨学基金繰出金は、基金利子分を増額いたしております。最下段の枠です。項2小学校費、目1学校管理費、節13使用料及び賃借料、車借上料は、コロナ禍による各小学校の宿泊研修の中止によりバス借り上げ料を減額します。節14工事請負費は、上小学校及び岡原小学校屋外運動場、整備工事に係る入札残を減額します。節17備品購入費、図書購入費は、人吉球磨林業機械センターのご寄附により図書を購入するため増額するものです。節18負担補助及び交付金、修学旅行旅費補助金は、コロナ禍により各小学校修学旅行の中止により減額です。43ページをお願いいたします。最上段です。項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、学習支援員報酬は、実績見込みにより減額します。節7報償費、講師謝金はコロナ禍の影響で、自殺対策講演会中止により減額するものです。節17備品購入費、図書購入費は人吉球磨林業機械センター様の御寄附により図書を購入するため増額するものです。節18負担金補助及び交付金、修学旅行旅費補助金は、コロナ禍により修学旅行中止により減額するものです。次の枠です。目1生涯学習総務費、節1報酬、社会教育委員報酬及び節8旅費、費用弁償は、コロナ禍により社会教育委員を対象としました研修会研修大会等の中止により減額するものです。目2公民館費、節10需用費、食糧費は、コロナ禍により公民分館長会議時の懇談会中止により、減額するものです。電気料は実績見込みによる減額です。節13使用料及び賃借料、バス

借上料は子ども体験活動中止による減額です。目3文化財保護費、節12委託料、樹木伐採委託料及び節14工事請負費は、入札残による減額及び丸池リュウキンカ展望台設置工事について県自然保護課とリュウキンカ保護について協議しましたところ、過去に公園化のための排水整備や菖蒲、カラーなどの外来導入、外来種導入により、丸池は陸地化、外来種の繁殖が進み、リュウキンカや他の自生している湿地植物の繁殖に適さない環境にあることから、従来の湿地に戻すべきとの指導を受け、今回計画しておりました丸池リュウキンカ展望台設置工事を中止したための減額によるものでございます。目4文化ホール運営費は、財源の振りかえです。44ページをお願いいたします。1番目の枠、2段目です。目2体育施設費、節16公有財産購入費は入札残による減額です。45ページです。1枠目です。目1公立学校施設災害復旧費、目2社会教育施設災害復旧費は、財源の振りかえです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 説明漏れはありませんか。企画財政課長。

●企画財政課長(船津 宏君) 大変申しわけありません。説明漏れが一つありましたので20ページをご覧いただきたいと思います。上から3番目の枠で下の目2一般寄附金、こちらは株式会社人吉球磨林業機械センターの解散に伴い、災害見舞いの趣旨で町のほうに一般寄附があったものです。説明漏れがありましたので補足させていただきます。

◎議長(徳永 正道君) ほかに説明漏れはございませんか。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第80号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第81号

◎議長(徳永 正道君) 日程第14、議案第81号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第81号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,256万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,755万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) それでは、続けて読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入から説明いたします。目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金普通交付金、保険給付費等交付金普通交付金でございます。これは交付決定に基づき減額を行うものでございます。次の目1利子及び配当金、基金利子につきましては、実績見込みによるものでございます。目1一般会計繰入金、節1保険料軽減分、保険基盤安定繰入金から節5のその他一般会計繰入金まで、いず

れも実績見込みにより追加減額を行うものでございます。節3の出産育児一時金等繰入金につきましては、17人分を見込んでおりましたが16人となる見込みとなっております。次のページをお願いします。目1繰越金、これは前年度の繰越金でございます。歳入は以上でございます。次のページをお願いします。歳出でございます。目1一般管理費、節8旅費、普通旅費、担当者研修会議等が中止となったことから減額するものでございます。節10需用費の印刷製本費、保険証の印刷等でございますけれども、執行残額を減額するものでございます。目1運営協議会費報酬、節1報酬、国保運営委員報酬、当初4回開催を見込んでおりましたが、2回開催となりましたのでその分減額するものでございます。目1一般被保険者療養給付費それから目2退職被保険者療養給付費目3一般被保険者療養費、これはいずれも実績見込みにより減額を行うものでございます。それから、1番下の目1一般被保険者高額療養費、これにつきましても実績見込みにより減額を行うものでございます。次のページをお願いします。出産育児一時金、これは一般会計繰入金の減によりまして財源更正を行うものでございます。それから目1特定健康診査等事業費、節12委託料、特定健診健康診査委託料、これは実績見込みにより減額を行うものです。節13使用料及び賃借料、タブレット端末リース料、これは戸別訪問等において保健指導に活用するものでございますけれども、導入が4月を見込んでおりましたが、11月の導入となったためその分を減額するものでございます。それから目1の財政調整基金積立金につきましては基金利子を積み立てるものでございます。次のページをお願いします。給与費明細です。今回の補正につきましては、国保運営協議会委員の報酬に係るものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねします。9ページですね、保険給付費、1割近い減になっております。これ医療費が減ったこと自体はですね好ましい事と思えますが、今年度に限っての話としましてなかなかお忙しい中ですからとても分析まで行ってないと思えますが、コロナの影響ですね、どのくらい俗に言う受診控えとかそういうことにつながっているのか。というのが、この実績が新年度恐らく当初予算上がっているわけですから、要するに医療費の見込みにつながってくるわけですね。その付近を担当課としてですねどういうふうに捉えておられるかですね。そのコロナの影響はもう極端に言うとないと、翌年度以降もこの数字がですね通常の医療費ベースだというようなお考えなのか、それとも何がしかコロナの影響があつて受診控えがあつたというふうにみなされているかですね。基本的な考え方だけで結構ですので何かありましたらお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。まだ年度途中でございますので最終的な数値は出ておりませんが、昨年の4月5月あたり、緊急事態宣言が最初の出されましたけれども、その辺あたりでは医療費を見たところやはり1割近く受診控えがあつたんじゃないかというふうに見られました。数字的にですね。その後につきましては、平常にほぼ近い形で推移してきているというふうに感じております。今現在につきましては、多少は受診控えもあるかもしれませんが、最近についてはそんなに影響ないものと見ております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第81号は原案のとおり決定をいたしました。

#### 日程第15 議案第82号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、議案第82号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第82号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,112万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、続けて読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次に7ページをお願いします。歳入から御説明いたします。目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料、特別徴収分です。実績見込みにより減額を行うものでございます。節2現年度分普通徴収保険料、普通徴収分です。実績見込みによりこちらは増額するものでございます。節3滞納繰越分普通徴収保険料、普通徴収分です。執行停止分を減額するものでございます。目1一般会計繰入金。節2保険基盤安定繰入金、これにつきましてこれは保険料の軽減に伴う繰入金でございますけれども、交付決定により減額を行うものでございます。それから節3の歯科口腔検診健康診査繰入金、これにつきましては受診者数の減により減額するものです。それから目1受託事業収入、節1歯科口腔健康診査受託料、歯科口腔健康診査受託料、これは広域連合からの受託料でございます。受診者の減により減額するものでございます。目1繰越金、前年度からの繰越金でございます。9ページをお願いします。歳出でございます。目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金、被保険者保険料負担金、これは歳入で保険料とをして徴収したものを納付するものでございます。次、基盤安定負担金につきましても歳入で繰り入れたものを納付するものでございます。それから、目1健康診査等事業費、節12委託料、歯科口腔健康診査等委託料。受診者数の減により減額するものです。現時点において49名ということで当初見込み67人よりも減少したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第82号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第83号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、議案第83号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4

号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第83号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,301万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,294万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。議案第83号の説明をいたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算、予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正2件追加をしております。いずれも社会福祉協議会へ委託いたします地域サロン整備事業と地域支えあい体制整備事業の2件でございます。期間、限度額は記載のとおりとなります。8ページをお願いいたします。歳入になります。目1第1号被保険者保険料、節3滞納繰越分普通徴収保険料の減額につきましては、徴収率の向上によりまして滞納額自体が減少したことによるものでございます。次の目1督促手数料、節1督促手数料は、実績見込み額に合わせまして減額しております。次の目1介護給付費負担金、節1現年度分は、国の介護給付費負担金で、令和2年度介護給付費減少見込みによるものでございます。目1調整交付金、節1現年度分調整交付金は、介護給付費に係る国の調整交付金です。調整基準額標準給付費と交付割合が引き下げられたために減額となったものでございます。目6介護保険災害等臨時特例補助金、節1介護保険災害等臨時特例補助金でございますが、令和2年7月豪雨により被災された介護保険の被保険者につきまして、利用者負担額の免除、第1号保険料の減免をそれぞれ実施しております。利用者につきましては11名保険料の減免者は66名となっております。次のページをお願いいたします。目1介護給付費交付金、節1現年度分の減額につきましては、対象となる介護給付費の減少見込みによるものでございます。介護給付費の第2号被保険者分、保険者負担分となります。目1介護給付費負担金、節1現年度分の減額は、県の介護給付費負担で、令和2年度介護給付費減少見込みによるものでございます。目1地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金は、県の事業負担金で内示による増額でございます。目1利子及び配当金、節1基金利子は介護保険給付費準備基金の利子でございます。目1介護給付費繰入金、節1現年度分の減額は、介護給付費負担金の保険者負担分となります。次のページをお願いいたします。目3地域支援事業繰入金、節2包括的支援事業任意事業繰入金。現年度分は県の負担増額に合わせて町の負担分を増額するものでございます。目4低所得者保険料軽減繰入金、節2低所得者保険料軽減繰入金は、国県の負担金補正額に町負担分を加えた額となります。目1繰越金、節1繰越金は、補正調整財源としての減額でございます。目2返納金、節1返納金につきましては、年金裁定に伴います所得段階変更により助成対象該当になりました、となり返還金が生じたものと豪雨災害に伴う事業所概算払において、精算に伴う返納金を計上しております。歳出に移ります。11ページをお願いいたします。目1計画策定委員会費、節12委託料につきましては、本年度策定いたしました介護保険事業計画策定支援業務委託の入札残となります。目1介護サービス等給付費、節18負担金補助及び交付金、居宅介護サービス等給付費負担金におきましては、要介護認定者が利用したサービスに要した費用の実績見込みによる減額でございます。目1介護予防サービス等給付費、節18負担金補助及び交付金、介護予防サービス等給付費負担金につきましては、要支援認定者が利用したサービスに要した費用の実績見込みによる増額となります。次の目1審査支払い手数料と、次の目1高額介護サービス等費は財源調整を行っております。12ページをお願いいたします。目1高額医療合算介護サービス等費、節18負担金補助及び交付金、高額医

療合算介護サービス給付費負担金は、令和元年8月から令和2年7月までの高額医療合算サービス費の支給額が確定したことによる増額でございます。目1特定入所者介護サービス等費、節18負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス給付費負担金の減額は、施設入所者が減少したことによるものでございます。目1基金積立金、節24積立金は、介護保険給付費準備基金へ利子額を積み立てるものでございます。目2包括的支援事業費は、財源調整でございます。目3任意事業費、節12委託料、食の自立支援事業委託料につきましては、配食見守りサービスの実績見込みによる増額でございます。14ページ以降は給与明細、給与費明細となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第83号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第84号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、議案第84号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第8号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第84号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第8号について提案いたします。第1条令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第8号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第84号について御説明いたします。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、補正前の額3億9,113万3,000円。補正額1億61万2,000円の減。計3億8,952万1,000円。支出第1款、水道事業費用補正前の額、3億8,283万9,000円。補正額3万8,000円、計3億8,287万7,000円、3ページをお願いいたします。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,189万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,053万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,136万円で補てんするものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正前の額、2億1,411万3,000円、補正額80万円の減。計2億1,331万3,000円。第4条予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額3,574万1,000円、補正額3万8,000円、計3,577万9,000円。詳細につきましては14ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、2目他会計補助金、節1他会計補助金、災害救助費でございますが、7月豪雨災害により熊本市及び福岡市から給水活動で10日間にわたり支援をいただいております。その際の費用については、

災害救助法の適用により全額国庫負担となることから、町が支出しておりました福岡市給水車燃料代について受け入れるものでございます。その下の8目国庫補助金、節1国庫補助金につきましては、7月豪雨災害の水道施設災害復旧事業として国庫補助金644万円を計上しておりましたが、工事の発注を終え国庫補助金申請額が481万6,000円となりましたので162万4,000円を減額するものでございます。16ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目工事負担金、節1工事負担金につきましては、配水管敷設替えに伴う消火栓更新8基と新設1基分について工事費の実績によりまして一般会計の負担金金額が減額となったものでございます。7ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から2行目の資金増加額1,367万7,000円。8ページ最上段、8ページ最上段の資金期末残高5億198万2,000円となる見込みでございます。9ページをお願いいたします。9ページ10ページは給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。11ページをお願いいたします。11ページから13ページにかけて、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。11ページ資産の部下段の資産合計と13ページ最下段の負債資本合計はともに46億1,545万427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第84号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第85号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、議案第85号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第5号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第85号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第5号について提案いたします。第1号、第1条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算第5号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、議案第85号について御説明いたします。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算第3条中、なお特別損失中災害復旧費510万円の財源に充てるため企業債170万円を借り入れるを、なお、特別損失中災害復旧費510万円の財源に充てるため、企業債160万円を借り入れるに改める。第2項同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益補正前の額6億4,683万4,000円、補正額8万4,000円の減。計6億4,675万円。支出第1款下水道事業費補正前の額5億8,841万7,000円、補正額345万円の減。計5億8,496万7,000円。3ページをお願いいたします。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億

2,418万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224万5,000円。引き継ぎ金68万3,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,496万3,000円。当年度利益剰余金2,629万8,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正前の額2億1,987万9,000円、補正額118万7,000円の減、計2億1,869万2,000円。支出、第1款資本的支出、補正前の額4億4,229万7,000円、補正額58万4,000円。計4億4,288万1,000円。4ページをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長、ちょっとすいません。本日の会議時間は時間内に終わりそうもありませんので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

●上下水道課長（林 敬一君） 第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。起債の目的、建設債、補正前の額1,730万円。補正額20万円、計1,750万円。地方公営企業災害復旧事業、補正前の額170万円、補正額10万円の減、計160万円。第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額2,670万5,000円。補正額67万円の減、計2,603万5,000円。第6条予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。科目、利益剰余金、補正前の額2,452万7,000円、補正額177万1,000円、計2,629万8,000円。詳細につきましては15ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、3目国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金ですが、下水道接続に伴う補助金で、当初15件の見込みが実績で17件となったことによる増額が10万2,000円。7月豪雨災害により被災しました深田植の里区のマンホールポンプ制御盤の復旧工事費の確定による減額が18万6,000円。差し引きで8万4,000円の減額となるものでございます。16ページをお願いいたします。収益的支出、目の3行目、1目污水管渠費、節の下段の節16修繕費、社会資本整備計画の追加に伴う事業年度の変更による減額でございますが、須恵地区マンホールポンプ1カ所のポンプの不具合による改修について本年度単独事業で計画しておりましたが、防災安全交付金事業として社会資本整備計画及びストックマネジメント計画への追加の変更計画を県に承認いただいたことに伴いまして来年度事業で国庫補助対象として実施することが可能となりましたので、今年度事業費400万円を減額するものでございます。17ページをお願いいたします。5目業務費、節の3行目節10報償費、受益者分担金一括納付報奨金追加につきましては、新築で下水道に接続いただいた世帯には受益者分担金13万円を納付いただいておりますが、一括納付の場合1基分6,500円を前納報奨金として交付しておりました、本年度一括納付の該当世帯が多くおられまして12件分の報償金を追加計上するものでございます。その下の節33排水設備助成金、排水設備設置助成金追加分につきましては、収入の補助金で御説明しました下水道接続に伴う助成金で、当初19件の見込みが、新築世帯の増加により実績で26件となったことに伴いまして助成金の追加となったものでございます。なお、収入の補助金は年度途中で補助金申請事務が締め切りとなることから2月3月分は国庫補助対象外となりまして収入と支出で件数の差が出てくるものでございます。18ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目下水道事業債、節1下水道事業債でございますが、本年度舗装復旧工事4本の額の確定によりまして、下水道事業債、過疎債がそれぞれ60万円の減。その他流域下水道債が国の補正予算による事業費の増などにより140万円の増となりまして、差し引きで20万円の増となるものでございます。その下の1目国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金、舗装事業分国庫補助金でございますが、企業債で説明しました本年度舗装復旧工事の額の確定で減額となるものでございます。19ページをお願いいたします。資本的支出、目の3行目5目流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金でございますが、当初の事業費と国の第三次補正予算を合わせました事業費の確定により町の負担分が増となるものでございます。9ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

下から3行目の資金増加額4,254万7,340円。最下段での資金期末残高7,800万3,681円となる見込みでございます。10ページをお願いいたします。10ページから12ページにかけまして給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。13ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。13ページ資産の部下段の資産合計と14ページ最下段の負債資本合計はともに110億7,577万5,530円となっております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第85号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第86号～日程第26 議案第93号

◎議長(徳永 正道君) 日程第19、議案第86号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算、一般会計予算についてから日程第26議案第93号、令和3年度球磨郡介護認定審査特別審査事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。議案第86号から議案第93号について、本日9日は提案理由のみの説明を行い、10日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、11日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会、委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は19日に行いたいと思っております。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって本日9日は提案理由のみの説明を行い、10日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、11日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は19日に行うことに決定しました。なお、御手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告をしておきます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第86号、令和3年度あさぎり町一般会計予算。令和3年度あさぎり町の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億5,300万6,000円と定める。議案第87号令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。令和3年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億9,575万6,000円と定める。議案第88号、令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。令和3年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,080万5,000円と定める。議案第89号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和3年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,620万7,000円と定める。議案第90号、令和3年度あさぎり町水道事業

特別会計予算。第1条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。議案第91号、令和33、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算。第1条、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。議案第92号、令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662万3,000円と定める。議案第93号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,582万5,000円と定める。以上提案いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願ひます。礼。

**午後5時12分 散会**